

## 第1章 新潟市の概要

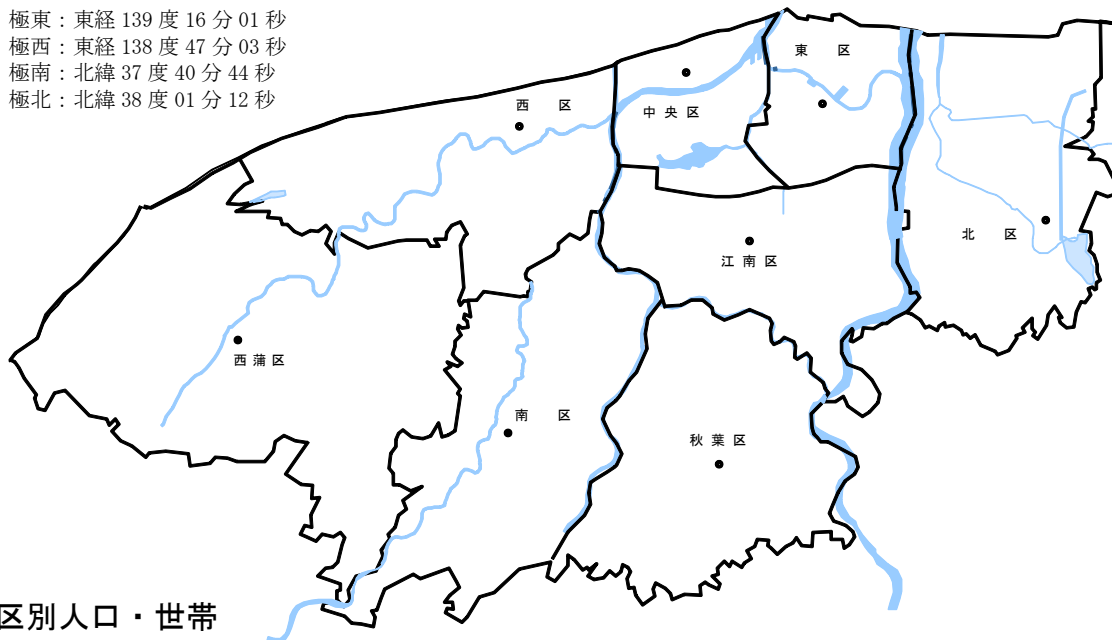
---

1 地勢	1
2 地区別人口・世帯	1



# 1 地勢

面積 726.10 平方キロメートル  
 広がり 東西：42.4 キロメートル、南北：37.9 キロメートル  
 位置 極東：東経 139 度 16 分 01 秒  
 極西：東経 138 度 47 分 03 秒  
 極南：北緯 37 度 40 分 44 秒  
 極北：北緯 38 度 01 分 12 秒



## 2 地区別人口・世帯

世帯数 324,633 世帯  
 人口 803,336 人  
 (住民基本台帳 平成 26 年 3 月 31 日)

区 分	世帯数	人 口
北 区	27,784	76,850
東 区	58,795	138,888
中央区	83,653	175,909
江南区	25,649	69,313
秋葉区	28,455	78,189
南 区	15,176	46,564
西 区	65,323	157,333
西蒲区	19,798	60,290

[参考]

ごみの収集・処理は合併前の体制を維持している個所があります。

その際の地区別の区分は下図のとおりです。





## 第2章 組織・人員・施設等

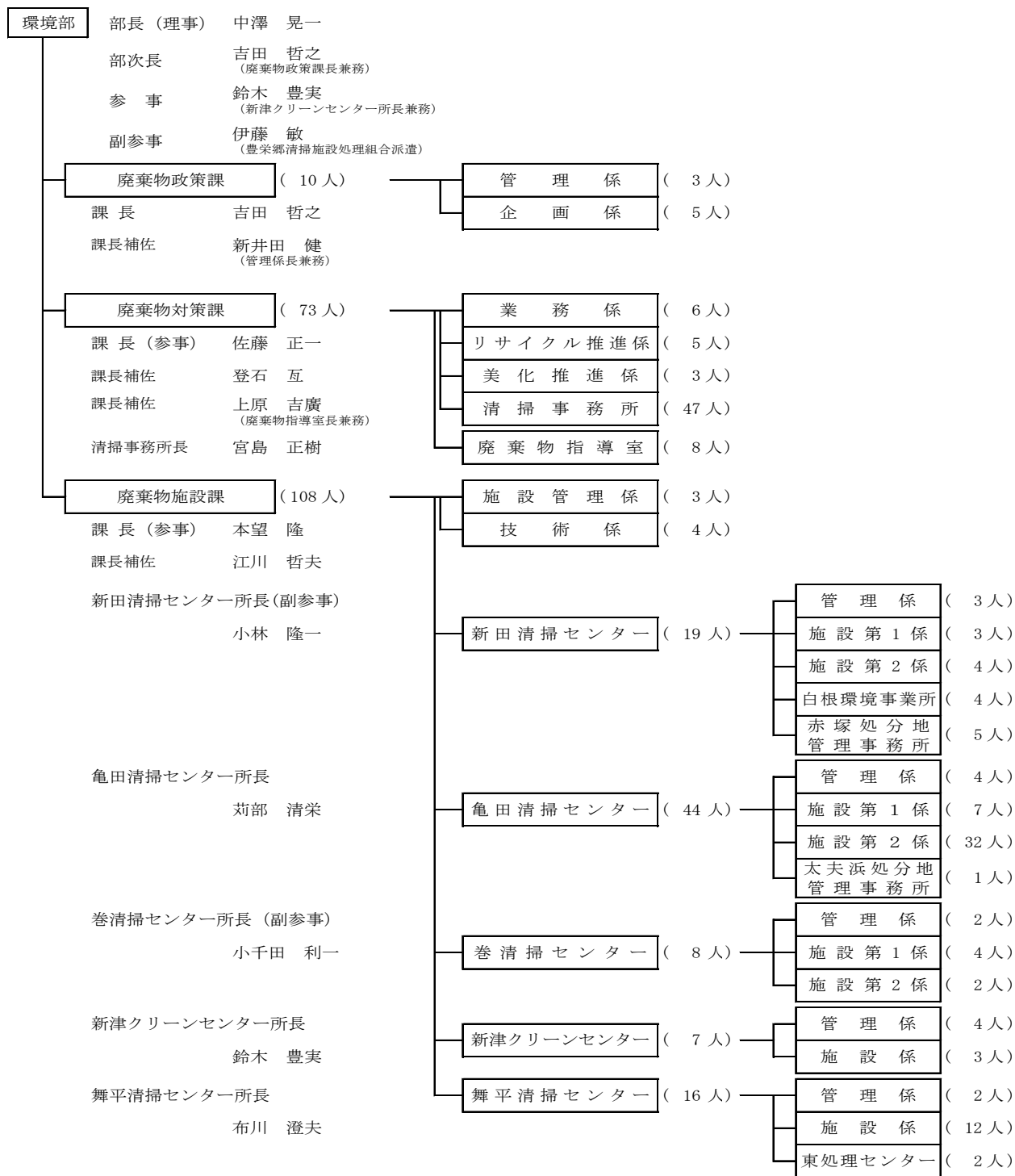
---

1 組織	3
2 事務分掌	4
3 人員	8
4 清掃審議会	10
5 事務所・施設	
(1) 事務所	12
(2) 焼却施設	13
(3) 中間処理施設(破碎・選別等)	15
(4) 埋立処分地	17
(5) 尿酸処理施設	19



1 組織

(平成26年4月1日現在)



- 北区区民生活課
- 東区区民生活課
- 中央区区民生活課
- 江南区区民生活課
- 秋葉区区民生活課
- 南区区民生活課
- 西区区民生活課
- 西蒲区区民生活課

※ ( )…人員数  
再任用職員・非常勤嘱託・専任宿直員は含まない

## 2 事務分掌

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

課・(機関)	室・係・(機関)	分掌事務
廃棄物政策課	管理係	ふれあい健康センターに関する事項
		豊栄郷清掃施設処理組合に関する事項
		阿賀北広域組合(清掃事業に係るものに限る。)の総合調整に関する事項
		課、廃棄物対策課及び廃棄物施設課の庶務に関する事項
	企画係	清掃事業に係る調査及び計画に関する事項
		ごみの減量化及びリサイクルに係る企画及び調査研究に関する事項
廃棄物対策課	業務係	一般廃棄物の処理委託及びその指導監督に関する事項
		一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥に限る。)の許可及び指導監督に関する事項
		資源再生センターの啓発事業に関する事項
		清掃事務所に関する事項
		一般廃棄物処理手数料に関する事項
		産業廃棄物処分費用に関する事項
	リサイクル推進係	一般廃棄物(家庭系廃棄物に限る。)の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
		清掃事務所及び区役所の清掃業務の事務調整に関する事項
		ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項
		クリーンにいがた推進員に関する事項
	美化推進係	環境美化の推進に関する事項
	廃棄物指導室	産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関する事項
		産業廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
		産業廃棄物の収集運搬若しくは処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項
		産業廃棄物に係る相談指導に関する事項
		一般廃棄物(事業系廃棄物に限る。)の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
		一般廃棄物処理業(浄化槽汚泥を除く。)の許可及び指導監督に関する事項
		一般廃棄物処理施設の設置の許可及び監視指導に関する事項
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項(建築部建築行政課の所管するものを除く。)
		使用済自動車の再資源化等に関する事項
	(清掃事務所)	一般廃棄物の収集及び運搬に関する事項
一般廃棄物の適正処理の指導に関する事項		
清掃作業用自動車の維持管理に関する事項		



課・(機関)	室・係・(機関)	分掌事務
廃棄物施設課	施設管理係	廃棄物処理施設の運営及び整備の総括に関する事項
		廃棄物処理施設の附属施設の総括に関する事項
	技術係	廃棄物処理施設の新設、改良工事等（課の機関の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
		廃棄物処理施設の処理技術の調査研究に関する事項
（新田清掃センター）	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		処分地管理事務所に関する事項
	施設第1係	廃棄物処理施設（破碎施設を除く。）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
		施設第2係
	（白根環境事業所）	廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
		廃棄物処理施設（破碎施設）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
		廃棄物処分費用に関する事項
	（赤塚処分地管理事務所）	廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
		赤塚埋立処分地及び小平方埋立処分地の管理運営に関する事項
	（亀田清掃センター）	管理係
亀田清掃センター附属施設に関する事項		
処分地管理事務所に関する事項		
廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項		
施設第1係		廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設を含む。）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
		亀田清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施行に関する事項
		廃棄物処理施設の調査に関する事項
		亀田一般廃棄物処分場の管理運営に関する事項
施設第2係		廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の運営に関する事項
（太夫浜処分地管理事務所）		太夫浜埋立処分地及び横越埋立処分地の管理運営に関する事項

課・(機関)	室・係・(機関)	分掌事務
(巻清掃センター)	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設第1係	廃棄物処理施設（ごみ処理施設、埋立処分地）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
	施設第2係	廃棄物処理施設（し尿処理施設）の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
(新津クリーンセンター)	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
		廃棄物処理施設（粗大ごみ処理施設）の運営に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設（焼却施設）の運営に関する事項
(舞平清掃センター)	管理係	廃棄物処分費用に関する事項
		東処理センターに関する事項
		舞平清掃センター附属施設の管理運営に関する事項
		廃棄物の再資源化及び再利用に係る情報の提供等（廃棄物対策課の所管するものを除く。）に関する事項
	施設係	廃棄物処理施設の管理運営並びに工事（廃棄物施設課の所管するものを除く。）の調査、設計及び施行に関する事項
		舞平清掃センター附属施設の工事の調査、設計及び施行に関する事項
	(東処理センター)	東処理センターの管理運営に関する事項
浄化槽清掃業の指導に関する事項（環境部環境対策課の所管するものを除く）		

○区役所共通

- ・一般廃棄物の収集運搬に係る委託及び指導監督に関する事項(南区役所及び中之口出張所を除く。)
- ・阿賀北広域組合に関する事項(北区役所に限る。)
- ・一般廃棄物の適正処理に係る指導及び啓発に関する事項
- ・一般廃棄物に係る相談指導に関する事項
- ・一般廃棄物処理業者の指導監督に関する事項(南区役所及び中之口出張所を除く。)
- ・一般廃棄物の収集運搬、処分又は保管に係る調整及び指導に関する事項(南区役所及び中之口出張所を除く。)
- ・一般廃棄物処理手数料に関する事項
- ・一般廃棄物についての苦情に関する事項
- ・ごみの減量化及びリサイクルに係る事業の実施及び啓発に関する事項(南区役所及び中之口出張所にあつては、白根環境事業所で所管するものを除く。)
- ・その他清掃に関する事項

## 3 人員

※ 清掃費分を記載

(平成26年4月1日現在)

職種名 所属・係名	管理監督職				一般職員						非常勤 嘱託	専任 宿直員	合計	
	部長	課長・ 所長	(課長・ 所長 補佐)	主幹・ 係長	事務	ごみ処理				し尿 処理				
						収集 運搬	焼却	破砕	埋立					
環境部	1													1
廃棄物政策課	0	1	1	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	10
課長・課長補佐		1	1											2
管理係					3									3
企画係				1	4									5
廃棄物対策課	0	1	3	5	20	50	0	0	0	0	11	0	90	
課長・課長補佐		1	2											3
業務係				1	5									6
リサイクル推進係				1	5									6
美化推進係				1	2						6			9
清掃事務所			1		1	50								52
廃棄物指導室				2	7						5			14
廃棄物施設課	0	1	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	9	
課長・課長補佐		1	1											2
施設管理係				1	2									3
技術係				1	3									4
新田清掃センター	0	1	0	5	5	0	2	6	7	0	0	0	26	
所長		1												1
管理係				1	3									4
施設第1係				1			2							3
施設第2係				1				5						6
白根環境事業所				1	2			1	1					5
赤塚埋立地管理事務所				1					6					7
亀田清掃センター	0	0	1	4	2	0	48	0	5	0	0	2	62	
所長			1											1
管理係				1	2		7		2					12
施設1係				1			10							11
施設2係				1			31							32
太夫浜処分地管理事務所				1					3			2		6

職種名 所属・係名	管理監督職				一般職員						非常勤 嘱託	専任 宿直員	合計
	部長	課長・ 所長	(課長 補佐)	主幹・ 係長	事務	ごみ処理				し尿 処理			
						収集 運搬	焼却	破砕	埋立				
巻清掃センター	0	1	0	3	1	0	3	0	1	1	0	0	10
所長		1											1
管理係				1	1								2
施設第1係				1			3		1				5
施設第2係				1						1			2
新津クリーンセンター	0	1	0	2	3	0	8	0	0	0	0	0	14
所長		1											1
管理係				1	3		2						6
施設係				1			6						7
舞平清掃センター	0	0	1	3	2	0	0	0	0	15	0	0	22
所長			1										1
管理係				1	2								3
施設係				1						13			14
東処理センター				1						3			4
合計	1	6	7	24	46	50	61	6	13	16	11	2	244

※(再任用職員33名を含む)

## 4 清掃審議会

廃棄物処理事業に関する重要な事項について、広く市民から意見を徴し行政施策に反映させるため、昭和41年4月に市長の諮問機関として設置されました。

現在は、学識経験者5名、市民代表10名の計15名で構成されています。

[新潟市清掃審議会委員 名簿]

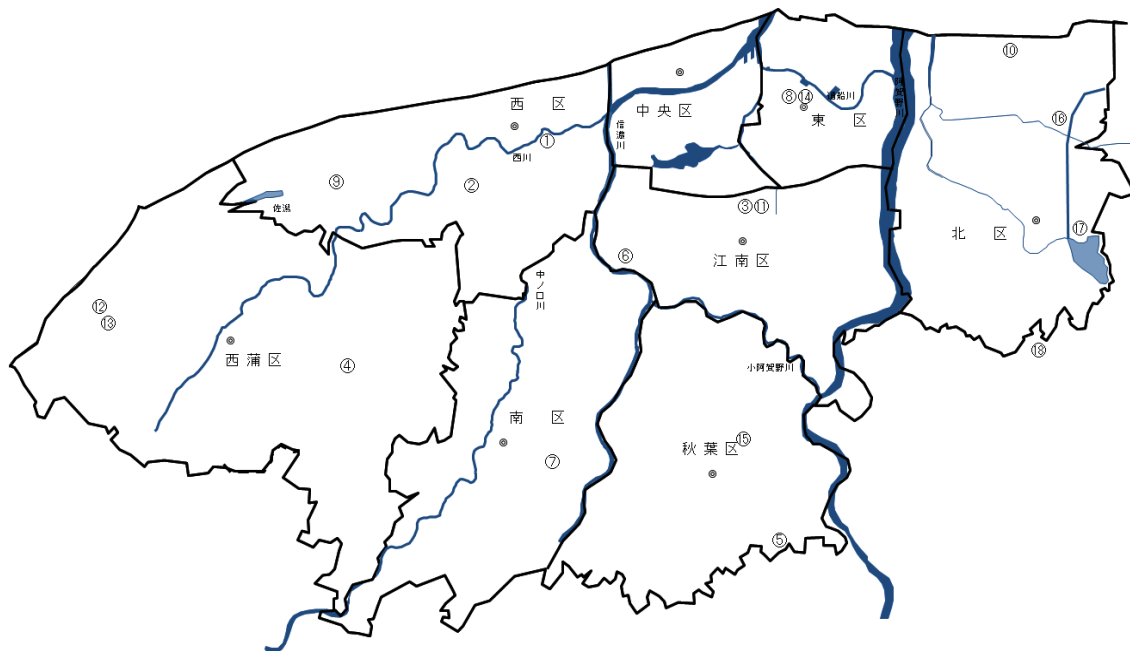
(平成26年11月1日現在)

区 分	役 職	氏 名	備 考
学識経験者 (1号)	フリーアナウンサー	菊野 麻子	
	新潟大学教育学部 准教授	柴田 透	
	宇都宮大学国際学部国際社会学科 准教授	高橋 若菜	
	新潟大学産学地域連携推進センター 教授	松原 幸夫	
	新潟県立大学国際地域学部 准教授	渡邊 理絵	
市 民 (2号)	公募委員	伊井 昭夫	
	公募委員	飯島 哲男	
	潟東地域コミュニティ協議会 環境・福祉・保健部 部会長	石井 敏子	
	新潟市食生活改善推進委員協議会 北支部 会長	高橋まゆみ	
	亀田郷土地改良区 事務局長	高橋 善輝	
	商工会議所女性会 委員	中澤 幸子	
	亀田製菓株式会社 設備開発部 部長	星島 聡	
	新潟市消費者協会 新潟支部 理事	八子 迪子	
	NPO法人まちづくり学校 事務局長	山賀 昌子	
イオンリテール株式会社 イオン新潟青山店 人事総務課 課長	山戸 照雄		

(敬称略)

5 事務所・施設

(平成26年4月1日現在)



[事務所]

- ① 清掃事務所
- ② 新田清掃センター
- ③ 亀田清掃センター
- ④ 巻清掃センター
- ⑤ 新津クリーンセンター
- ⑥ 舞平清掃センター
- ⑬ 豊栄郷清掃施設処理組合
- ⑭ 阿賀北広域組合(阿賀野市)

[中間処理施設～破碎・選別等]

- ② 新田清掃センター
- ③ 亀田清掃センター
- ④ 鎧漕クリーンセンター
- ⑤ 新津クリーンセンター
- ⑦ 白根グリーンタワー
- ⑧ 資源再生センター
- ⑬ 豊栄環境センター

[埋立処分地]

- ⑨ 赤塚埋立処分地
- ⑩ 太夫浜埋立処分地
- ⑪ 亀田埋立処分地
- ⑫ 福井埋立処分地
- ⑰ 江楓園

[焼却施設]

- ② 新田清掃センター
- ③ 亀田清掃センター
- ④ 鎧漕クリーンセンター
- ⑤ 新津クリーンセンター
- ⑬ 豊栄環境センター

[し尿処理施設]

- ⑥ 舞平清掃センター
- ⑬ 巻処理センター
- ⑭ 東処理センター
- ⑮ 新津浄化センター  
し尿受入施設
- ⑰ 阿賀北広域組合  
清掃センター(阿賀野市)

## (1) 事務所

事務所名	清掃事務所	新田清掃センター
所在地	新潟市西区小新2028番地1 TEL 025-266-5599 FAX 025-266-9408	新潟市西区笠木3644番地1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417
敷地面積	13,450 m <sup>2</sup>	52,436 m <sup>2</sup>
建築面積	管理事務所 1,015m <sup>2</sup> 車庫 1,243m <sup>2</sup>	—————
管理施設・設備等	直営収集車両基地	新田清掃センター（焼却施設、破碎施設） 赤塚埋立処分地 資源再生センター（啓発棟除く） 白根環境事業所 （白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設）

事務所名	亀田清掃センター	巻清掃センター
所在地	新潟市江南区亀田1835番地1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373	新潟市西蒲区鎧潟12618番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832
敷地面積	65,114 m <sup>2</sup>	22,678 m <sup>2</sup>
建築面積	—————	—————
管理施設・設備等	亀田清掃センター （ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設） 太夫浜埋立処分場（第3期）、 亀田第3埋立処分地、 附属休憩所「田舟の里」、附属運動公園	鎧潟クリーンセンター （ごみ処理施設、リサイクルプラザ） 福井埋立処分地 巻処理センター

事務所名	新津クリーンセンター	舞平清掃センター
所在地	新潟市秋葉区小口1289番地1 TEL 0250-22-0917 FAX 0250-23-4641	新潟市江南区平賀161番地1 TEL 025-280-3131 FAX 025-280-3133
敷地面積	13,256 m <sup>2</sup>	35,408 m <sup>2</sup>
建築面積	—————	—————
管理施設・設備等	新津クリーンセンター （焼却施設、粗大ごみ処理施設）	舞平清掃センター（し尿処理施設） 附属休憩所



## (2) 焼却施設

施設名	新田清掃センター (焼却施設)	亀田清掃センター (ごみ処理施設)
所管	新田清掃センター	亀田清掃センター
所在地	新潟市西区笠木3644番地1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417	新潟市江南区亀田1835番地1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373
敷地面積	52,436 m <sup>2</sup>	65,114 m <sup>2</sup>
建築面積	6,505 m <sup>2</sup>	10,207 m <sup>2</sup>
延床面積	11,934 m <sup>2</sup>	24,291 m <sup>2</sup>
処理方式	ストーカ+灰溶融炉	流動床
処理能力	焼却炉：330t/24h(110t/24h×3炉) 灰溶融炉：36t/24h(18t/24h×2炉)	390t/24h (130t/24h×3炉)
工期	H20.7.1 ～ H24.3.31	H5.6.16 ～ H9.3.15
施工会社	JFE環境ソリューションズ(株)	㈱荏原製作所
建設費	13,206,585 千円	23,116,972 千円
国庫補助 起債 一般財源等	4,811,359 千円	3,389,159 千円
	7,280,300 千円	14,654,200 千円
	1,114,926 千円	5,073,613 千円
付帯設備等	発電 7,800kW 余熱利用施設「アクアパークにいがた」	発電 5,100kW 粗大ごみ処理施設と一体 附属運動公園 余熱利用施設「田舟の里」

施設名	鎧潟クリーンセンター	新津クリーンセンター
所管	巻清掃センター	新津クリーンセンター
所在地	新潟市西蒲区鎧潟12618番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832	新潟市秋葉区小口1289番地1 TEL 0250-22-0917 FAX 0250-23-4641
敷地面積	22,678 m <sup>2</sup>	13,256 m <sup>2</sup>
建築面積	5,559 m <sup>2</sup>	2,368 m <sup>2</sup>
延床面積	12,298 m <sup>2</sup>	3,644 m <sup>2</sup>
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融	流動床
処理能力	120t/24h (60t/24h×2炉)	144t/24h (72t/24h×2炉)
工期	H11.7.1 ～ H14.3.20	H5.6.23 ～ H7.12.9
施工会社	新日本製鐵(株)	㈱神戸製鋼所
建設費	8,002,050 千円	5,352,078 千円
国庫補助 起債 一般財源等	2,046,895 千円	473,656 千円
	5,538,800 千円	3,703,200 千円
	416,355 千円	1,175,222 千円
付帯設備等	粗大ごみ用粗破砕機 発電 1,500kW リサイクルプラザと一体 啓発施設併設	H16.4.21より24h運転 粗大ごみ処理施設と一体 隣接する福祉施設へ給湯 H12、13排ガス対策工事実施

## 新潟市清掃事業概要

施設名	豊栄環境センター
所管	豊栄郷清掃施設処理組合
所在地	新潟市北区浦ノ入418番地 TEL 025-386-0909 FAX 025-386-1003
敷地面積	15,137 m <sup>2</sup>
建築面積	2,910 m <sup>2</sup>
延床面積	4,580 m <sup>2</sup>
処理方式	ストーカ
処理能力	130t/16h (40t/16h×2炉+50t/16h)
工期	S54.10.27 ~ S55.12.30
施工会社	日立造船(株)
建設費	※ 3,548,077 千円
国庫補助 起債 一般財源等	980,040 千円 2,275,000 千円 293,037 千円
付帯設備等	可燃性粗大ごみ破碎設備 5t/5h ※建設費は3号炉(50t)増設費(H7、8)を含む H10、11排ガス対策工事実施(40t×2炉)

## (3) 中間処理施設(破碎・選別等)

施設名	新田清掃センター (破碎施設)	亀田清掃センター (粗大ごみ処理施設)
所管	新田清掃センター	亀田清掃センター
所在地	新潟市西区笠木3644番地1 TEL 025-263-1416 FAX 025-263-1417	新潟市江南区亀田1835番地1 TEL 025-382-4371 FAX 025-382-4373
敷地面積	52,436 m <sup>2</sup>	65,114 m <sup>2</sup>
建築面積	4,932 m <sup>2</sup>	10,207 m <sup>2</sup>
延床面積	7,970 m <sup>2</sup>	24,291 m <sup>2</sup>
処理方式	縦型高速回転式細破碎機 二軸低速回転式粗破碎機	横型回転式破碎機 剪断式破碎機
処理能力	170t/5h (85t/5h×2系 縦型高速) (5t/5h×1系 二軸低速)	50t/5h (45t/5h×1系 横型) (5t/5h×1系 剪断)
工期	H9.7.3 ~ H12.3.15	H5.6.16 ~ H9.3.15
施工会社	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所
建設費	8,097,000 千円	3,123,078 千円
国庫補助 起債 一般財源等	3,981,470 千円 3,820,000 千円 295,530 千円	704,149 千円 1,944,600 千円 474,329 千円
付帯設備等		ごみ処理施設と一体

施設名	白根グリーンタワー (粗大ごみ処理施設)	鎧潟クリーンセンター (リサイクルプラザ)
所管	新田清掃センター	巻清掃センター
所在地	新潟市南区臼井2135番地1 TEL 025-371-5070 FAX 025-372-3708	新潟市西蒲区鎧潟12618番地 TEL 0256-76-2831 FAX 0256-76-2832
敷地面積	34,405 m <sup>2</sup>	22,678 m <sup>2</sup>
建築面積	1,743 m <sup>2</sup>	5,559 m <sup>2</sup>
延床面積	3,174 m <sup>2</sup>	12,298 m <sup>2</sup>
処理方式	回転式衝撃剪断破碎機 油圧切断機	かん 機械選別・圧縮 びん 自動色選別 ペットボトル 圧縮梱包
処理能力	20t/5h×1系 回転式 5t/5h×1系 油圧切断	かん 7t/5h びん 7t/5h ペットボトル 2t/5h (休止中)
工期	H3.12.5 ~ H6.10.31	H11.7.1 ~ H14.3.20
施工会社	(株)クボタ	新日本製鐵(株)
建設費	787,950 千円	868,350 千円
国庫補助 起債 一般財源等	233,390 千円 479,500 千円 75,060 千円	236,590 千円 596,700 千円 35,060 千円
付帯設備等		焼却施設と一体 啓発施設併設

施設名	新津クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	資源再生センター
所管	新津クリーンセンター	新田清掃センター
所在地	新潟市秋葉区小口1289番地1 TEL 0250-22-0917 FAX 0250-23-4641	新潟市東区下木戸3丁目4番2号 TEL 025-270-3009 FAX 025-270-3092
敷地面積	13,256 m <sup>2</sup>	6,452 m <sup>2</sup>
建築面積	2,368 m <sup>2</sup>	2,292 m <sup>2</sup>
延床面積	3,644 m <sup>2</sup>	4,050 m <sup>2</sup>
処理方式	横軸回転衝撃式破砕機 剪断式切断機	機械選別(スチール・アルミ缶)・圧縮
処理能力	20t/5h×1系 破砕機 1t/5h×1系 切断機	60t/5h (30t/5h×2系)
工期	H5.6.23 ~ H7.12.9	H6.10.3 ~ H8.3.15
施工会社	(株)神戸製鋼所	(株)新潟鐵工所
建設費	1,161,849 千円	2,403,085 千円
国庫補助 起債 一般財源等	147,871 千円 767,600 千円 246,378 千円	1,158,550 千円 1,002,200 千円 242,335 千円
付帯設備等	焼却施設と一体 リサイクル館併設 (247m <sup>2</sup> )	啓発施設併設 (廃棄物対策課所管)

施設名	豊栄環境センター (不燃物処理施設)
所管	豊栄郷清掃施設処理組合
所在地	新潟市北区浦ノ入418番地 TEL 025-386-0909 FAX 025-386-1003
敷地面積	15,137 m <sup>2</sup>
建築面積	622 m <sup>2</sup>
延床面積	722 m <sup>2</sup>
処理方式	衝撃剪断式
処理能力	30t/5h
工期	S61.8.4 ~ S62.3.25
施工会社	(株)栗本鐵工所
建設費	363,000 千円
国庫補助 起債 一般財源等	181,500 千円 145,200 千円 36,300 千円
付帯設備等	

## (4) 埋立処分地

施設名	第4赤塚埋立処分地	太夫浜埋立処分地(第3期)
所管	新田清掃センター	亀田清掃センター
所在地	新潟市西区東山123番地1 TEL 025-239-2777 FAX 025-264-3838	新潟市北区島見町4592番地14 TEL 025-258-3533 FAX 025-258-3540
敷地面積	138,699 m <sup>2</sup>	54,874 m <sup>2</sup>
埋立面積	99,600 m <sup>2</sup>	33,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	492,000 m <sup>3</sup>	182,000 m <sup>3</sup>
浸出水処理方式	流入調整+カルシウム除去+生物処理 +砂ろ過+消毒	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過
処理能力	320 m <sup>3</sup> /日	260 m <sup>3</sup> /日
工期	H20.12.19 ~ H24.3.15	H10.7.2 ~ H13.3.15
施工水処理	大成・本間・五十嵐・近藤・荏原JV (株)荏原製作 新潟支店	加賀田・皆川・吉川JV 日本鋼管(株)
建設費	4,348,620 千円	2,211,903 千円
国庫補助 起債 一般財源等	1,275,655 千円	957,653 千円
	2,554,700 千円	902,700 千円
	518,265 千円	351,550 千円
用地費	982,710 千円	1,648,117 千円
付帯設備等		

施設名	亀田第3埋立処分地	福井埋立処分地
所管	亀田清掃センター	巻清掃センター
所在地	新潟市江南区亀田1870番地1 TEL 025-381-3501 FAX 025-381-3501	新潟市西蒲区福井2653番地 TEL 0256-72-8868 FAX 0256-72-8868
敷地面積	16,800 m <sup>2</sup>	62,954 m <sup>2</sup>
埋立面積	11,300 m <sup>2</sup>	13,400 m <sup>2</sup>
埋立容量	33,000 m <sup>3</sup>	97,690 m <sup>3</sup>
浸出水処理方式	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭
処理能力	45 m <sup>3</sup> /日	100 m <sup>3</sup> /日
工期	H16.7.2 ~ H18.3.20	S57.12.1 ~ S58.8.31
施工水処理	加賀田・亀田・小木JV 第一・五十嵐・古泉JV, (株)荏原製作所	福田・本間・水倉・久住JV 荏原エンジニアリングサービス(株)
建設費	1,079,382 千円	540,817 千円
国庫補助 起債 一般財源等	219,544 千円	126,469 千円
	735,900 千円	384,800 千円
	123,938 千円	29,548 千円
用地費	397,975 千円	204,767 千円
付帯設備等		掘起し用振動ふるい設備 ※H13年度整備工事実施

## 新潟市清掃事業概要

施設名	一般廃棄物最終処分場江楓園
所管	豊栄郷清掃施設処理組合
所在地	新潟市北区前新田乙319番地1 TEL 025-386-0909(事務局) FAX 025-386-1003(事務局)
敷地面積	38,918 m <sup>2</sup>
埋立面積	20,699 m <sup>2</sup>
埋立容量	80,910 m <sup>3</sup>
浸出水処理方式	接触酸化+凝集沈殿 +砂ろ過+活性炭
処理能力	230 m <sup>3</sup> /日
工期	H2.8.2 ~ H4.3.15
施工造成 水処理	(株)本間組 富士電機システムズ(株)
建設費	1,410,070 千円
国庫補助 起債	321,573 千円
一般財源等	886,000 千円
用地費	202,497 千円
付帯設備等	277,600 千円

## (5) し尿処理施設

施設名	舞平清掃センター	巻処理センター
所管	舞平清掃センター	巻清掃センター
所在地	新潟市江南区平賀161番地1 TEL 025-280-3131 FAX 025-280-3133	新潟市西蒲区福井79番地 TEL 0256-72-2835 FAX 0256-72-2837
敷地面積	35,408 m <sup>2</sup>	12,686 m <sup>2</sup>
建築面積	5,024 m <sup>2</sup>	1,684 m <sup>2</sup>
延床面積	9,199 m <sup>2</sup>	2,235 m <sup>2</sup>
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 (浄化槽汚泥対応型) + 高度処理 汚泥再生 高温メタン発酵	膜分離高負荷脱窒素処理 (浄化槽汚泥対応型) + 高度処理
処理能力	149 k1/日	73 k1/日
し尿	58 k1/日	12 k1/日
浄化槽汚泥	91 k1/日	61 k1/日
その他	生ごみ 1.8 t/日	
工期	H12.8.4 ~ H15.12.22	H22.9.30 ~ H24.3.15
施工会社	アタカ工業(株)	クボタ環境サービス・福田・加賀田JV
建設費	5,528,970 千円	1,111,971 千円
国庫補助	1,431,390 千円	253,673 千円
起債	3,093,100 千円	662,600 千円
一般財源等	1,004,480 千円	195,698 千円
付帯設備等	汚泥再生メタンガスを熱源に利用した附属休憩所併設	H22~23大規模改造更新(改造前施設の建屋、水槽を改修し再利用)

施設名	東処理センター	し尿受入施設
所管	舞平清掃センター	新津クリーンセンター
所在地	新潟市東区下木戸3丁目4番1号 TEL 025-274-7691 FAX —	新潟市秋葉区古田ノ内大野開2番地 TEL — FAX —
敷地面積	14,309 m <sup>2</sup>	流域下水道終末処理場(新潟県新津浄化センター)内に設置
建築面積	2,055 m <sup>2</sup>	232 m <sup>2</sup>
延床面積	3,216 m <sup>2</sup>	432 m <sup>2</sup>
処理方式	下水道投入施設	下水道投入施設
処理能力	56 k1/日	55 k1/日
し尿	56 k1/日	
浄化槽汚泥		
その他		
工期	S54.7.13 ~ S55.3.31	H15.1.23 ~ H15.12.24
施工会社	山田工業(株)、新潟ジンプロ(有)	(株)福田組、(株)大原鉄工所、 荏原実業(株)、神戸電機(株)
建設費	485,300 千円	178,949 千円
国庫補助	70,000 千円	0 千円
起債	321,700 千円	134,400 千円
一般財源等	93,600 千円	44,549 千円
付帯設備等	H14.4.1から施設の一部を使用し、 除渣、希釈後下水道投入	建設費は市負担分のみ。 全体工事費は345,305千円 除渣、希釈後下水道投入

## 新潟市清掃事業概要

施設名	阿賀北広域組合清掃センター	
所管	阿賀北広域組合	
所在地	阿賀野市船居496番地1 TEL 025-387-3798 FAX 025-387-3422	
敷地面積	27,004 m <sup>2</sup>	
建築面積	1,836 m <sup>2</sup>	
延床面積	3,378 m <sup>2</sup>	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理 +高度処理	
処理能力	99 k1/日	
	し尿	48 k1/日
	浄化槽汚泥	44 k1/日
	その他	コミュニティプラント汚泥 7 k1/日
工期	H12.9.4 ~ H14.12.25	
施工会社	栗田工業㈱	
建設費	1,399,260 千円	
	国庫補助	0 千円
	起債	1,104,300 千円
	一般財源等	294,960 千円
付帯設備等		



## 第3章 事業費・原価・手数料

---

1 平成26年度当初予算	
(1) 歳入	21
(2) 歳出	21
2 清掃事業費等の推移	
(1) 清掃事業費決算額の推移	22
(2) 清掃手数料決算額収入の推移(現年分)	22
3 原価	
(1) 市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移	23
(2) 重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移	24
4 手数料	
(1) 処理手数料	25
(2) その他手数料	26



## 1 平成26年度当初予算

## (1) 歳入

(単位：千円)

科目	節又は付記	26年度 a	25年度 b	増減 (a-b)	主な 増減理由
使用料 及び 手数料	廃棄物処理施設附属休憩所使用料	10,363	14,615	△ 4,252	利用者の減
	衛生施設財産使用料 〔H25年までの名称は 「衛生施設目的外使用料」〕	174	208	△ 34	
	ごみ処理手数料	924,930	901,878	23,052	指定袋販売枚数の増
	し尿処理手数料	167,695	170,285	△ 2,590	客体数の減
	廃棄物処分手数料	1,113,846	1,103,166	10,680	直接搬入ごみ量の増
	その他衛生手数料	10,206	8,022	2,184	許可更新予定数の増
国補助金	循環型社会形成推進交付金	936,972	71,952	865,020	亀田焼却施設基幹改良工事・ 新田旧焼却施設解体及びスッ クヤート整備事業
県負担金	市町村合併交付金	0	0	0	
財産収入	財産貸付料	687	719	△ 32	
	物品売払収入	408,542	307,031	101,511	古紙, アルミ, 鉄等単価の増
諸収入	過料	60	72	△ 12	
	清掃費受託事業収入	3,700	3,496	204	処理単価の増
	雑入	144,733	69,750	74,983	亀田清掃センター電力売払料 の増
市債	清掃債	1,570,900	331,400	1,239,500	亀田焼却施設基幹改良工事・ 新田旧焼却施設解体及びスッ クヤート整備事業
計		5,292,808	2,982,594	2,310,214	

## (2) 歳出

(単位：千円)

項	目	26年度 a	25年度 b	増減 (a-b)	主な 増減理由
総務管理費	諸費	188	146	42	
清掃費	清掃総務費	3,732,781	3,762,672	△ 29,891	人件費の減
	ごみ処理費	2,904,354	2,804,348	100,006	家庭ごみ収集運搬経費の 増
	し尿処理費	329,000	331,979	△ 2,979	客体数の減
	清掃施設費	7,364,661	5,183,305	2,181,356	亀田焼却施設基幹改良工事・ 新田旧焼却施設解体及びスッ クヤート整備事業
計		14,330,984	12,082,450	2,248,534	

## 2 清掃事業費等の推移

## (1) 清掃事業費決算額の推移

(単位：千円)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
諸 費	3,400	608	311	68	1,386
清掃総務費	4,618,175	4,280,822	4,079,022	3,756,457	3,665,541
ごみ処理費	2,681,071	2,689,801	2,690,258	2,782,424	2,799,416
し尿処理費	372,783	346,420	329,578	344,214	337,690
清掃施設費	5,794,091	12,275,677	12,282,734	4,691,943	4,611,308
水害対策費	0	0	3,860	0	0
計	13,469,520	19,593,328	19,385,763	11,575,106	11,415,341

## (2) 清掃手数料決算額収入の推移 (現年分)

(単位：千円)

区 分	ごみ処理手数料			し尿処理手数料			合計		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
21年度	886,232	885,385	99.9%	225,789	215,238	95.3%	1,112,021	1,100,623	99.0%
22年度	902,950	901,694	99.9%	211,398	200,423	94.8%	1,114,348	1,102,117	98.9%
23年度	894,649	894,423	100.0%	199,310	187,134	93.9%	1,093,959	1,081,557	98.9%
24年度	925,910	921,129	99.5%	184,556	173,682	94.1%	1,110,466	1,094,811	98.6%
25年度	960,104	956,882	99.7%	178,569	169,092	94.7%	1,138,673	1,125,974	98.9%

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
廃棄物処分手数料 (許可・自己搬入ごみ)	1,060,061	1,077,980	1,086,474	1,104,339	1,110,717

## 3 原価

## (1) 市民1人及び1世帯あたりのごみ処理原価の推移

## ①ごみ

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
部門直接原価 (円)	収 集 運 搬	3,015,110,774	2,960,507,390	2,924,975,430	2,984,157,675	2,987,378,575
	処 理	7,597,821,404	7,232,513,391	6,840,962,939	7,106,563,806	7,433,138,978
	焼 却	4,964,213,700	4,715,845,815	4,420,518,098	4,448,582,174	4,626,615,324
	中 間 処 理	2,046,526,172	1,956,125,443	1,895,609,640	1,825,306,719	1,963,517,851
	埋 立	587,081,532	560,542,133	524,835,201	832,674,913	843,005,803
	計	10,612,932,178	10,193,020,781	9,765,938,369	10,090,721,481	10,420,517,553
年度末人口(人)		803,421	803,072	802,778	801,403	803,336
年度末世帯数(世帯)		310,162	313,308	316,483	319,385	324,633
市民1人あたり (円/人)	収 集 運 搬	3,753	3,686	3,644	3,724	3,719
	処 理	9,457	9,006	8,522	8,868	9,253
	焼 却	6,179	5,872	5,507	5,551	5,759
	中 間 処 理	2,547	2,436	2,361	2,278	2,444
	埋 立	731	698	654	1,039	1,049
	計	13,210	12,692	12,166	12,592	12,972
1世帯あたり (円/世帯)	収 集 運 搬	9,721	9,449	9,242	9,343	9,202
	処 理	24,497	23,085	21,616	22,251	22,897
	焼 却	16,005	15,052	13,968	13,929	14,252
	中 間 処 理	6,599	6,244	5,990	5,715	6,048
	埋 立	1,893	1,789	1,658	2,607	2,597
	計	34,218	32,534	30,858	31,594	32,099

・平成20年6月より、新ごみ減量制度開始(10種13分別)

※ただし、巻・岩室・西川・潟東地区は8種11分別、平成24年度より9種12分別

・中間処理には枝葉・草、有害物の処理を含む

## ②し尿

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
収 集 運 搬 (円)	372,783,353	346,419,890	329,578,425	344,214,212	337,690,093
年度末人口(人)	803,421	803,072	802,778	801,403	803,336
年度末世帯数(世帯)	310,162	313,308	316,483	319,385	324,633
1人あたり(円/人)	464	431	411	430	420
1世帯あたり(円/世帯)	1,202	1,106	1,041	1,078	1,040

## ③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
処 理 (円)	1,037,406,728	1,022,700,294	968,838,382	975,986,592	939,698,807
年度末人口(人)	803,421	803,072	802,778	801,403	803,336
年度末世帯数(世帯)	310,162	313,308	316,483	319,385	324,633
1人あたり(円/人)	1,291	1,273	1,207	1,218	1,170
1世帯あたり(円/世帯)	3,345	3,264	3,061	3,056	2,895

・人口及び世帯数は、各年度3月末日現在の普通交付税算定用住民基本台帳人口  
(平成25年度は平成26年3月31日現在の住民基本台帳人口)

## (2) 重量及び体積あたりのごみ処理原価の推移

## ①ごみ

区 分		平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
部門 直接 原価 (円)	収 集 運 搬	3,015,110,774	2,960,507,390	2,924,975,430	2,984,157,675	2,987,378,575
	処 理	7,597,821,403	7,232,513,390	6,840,962,939	7,106,563,806	7,433,138,978
	焼 却	4,964,213,700	4,715,845,815	4,420,518,098	4,448,582,174	4,626,615,324
	中 間 処 理	2,046,526,172	1,956,125,443	1,895,609,640	1,825,306,719	1,963,517,851
	埋 立	587,081,531	560,542,132	524,835,201	832,674,913	843,005,803
収 集 ・ 処 理 量 (t)	収 集 運 搬	188,569	186,094	186,243	187,572	184,660
	搬入(収集+直接搬入)	284,351	284,590	283,927	286,355	283,840
	処 理					
	焼 却	227,067	228,510	230,611	230,855	227,179
	中 間 処 理	54,482	55,967	54,113	55,839	55,839
埋 立	30,465	32,130	26,174	28,274	29,213	
1 t あたり (円 / t)	収 集 運 搬	15,989	15,909	15,705	15,909	16,178
	搬入(収集+直接搬入)	26,720	25,414	24,094	24,817	26,188
	処 理					
	焼 却	21,862	20,637	19,169	19,270	20,366
	中 間 処 理	37,563	34,951	35,031	32,689	35,164
埋 立	19,271	17,446	20,052	29,450	28,857	

・平成20年6月より、新ごみ減量制度開始(10種13分別)

※ただし、巻・岩室・西川・潟東地区は8種11分別、平成24年度より9種12分別

・中間処理には枝葉・草、有害物の処理を含む

## ②し尿

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
収 集 運 搬 (円)	372,783,353	346,419,890	329,578,425	344,214,212	337,690,093
収 集 運 搬 量 (kl)	30,301	27,790	25,099	23,439	22,906
1 kl あたり (円 / kl)	12,303	12,466	13,131	14,686	14,742

## ③し尿及び浄化槽汚泥

区 分	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度
処 理 (円)	1,037,406,728	1,022,700,294	968,838,382	975,986,592	939,698,807
処 理 量 (kl)	131,153	128,086	121,229	117,425	109,881
1 kl あたり (円 / kl)	7,910	7,984	7,992	8,312	8,552

## 4 手数料

## (1) 処理手数料

## ①ごみ

区 分		全市共通	
市が収集する 家庭系廃棄物 (※1)	燃やすごみ 燃やさないごみ 普通ごみ(※2)	指定袋・大(45ℓ)	45円/枚
		指定袋・中(30ℓ)	30円/枚
		指定袋・小(20ℓ)	20円/枚
		指定袋・極小(10ℓ)	10円/枚
		指定袋・超極小(5ℓ)	5円/枚
	粗大ごみ	500円券	500円
		300円券	300円
		200円券	200円
		100円券	100円
資源物	無料		
施設に直接 搬入する場合	家庭系	10kgまでごとに	60円
	事業系	10kgまでごとに	130円

※1:手数料収入は市民還元事業に活用(33ページ参照) ※2:巻広域地区に限る

## ② し尿

## ア 一般世帯 (定額制)

人頭割額 1人につき月額 370円

回数料 月1回を超える場合 1回につき 515円

イ 定額制により難しいもの又は特別な事由があるもの(従量制) 18ℓにつき 155円

## (2) その他手数料

## ① 一般廃棄物処理業の許可等に係る申請手数料

(新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例)

ア 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬許可申請手数料	1件につき3,000円
イ 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬許可更新申請手数料	1件につき3,000円
ウ 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき3,000円
エ 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき3,000円
オ 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請手数料	1件につき3,000円
カ 許可証再交付申請手数料	1件につき1,000円

## ② 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料

(以下、新潟市手数料条例)

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき130,000円
イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき110,000円

## ③ 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料

ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき120,000円
イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき100,000円

## ④ 一般廃棄物処理施設の譲受け(借受け)許可申請手数料

1件につき94,000円

## ⑤ 一般廃棄物処理施設設置法人合併(分割)許可申請手数料

1件につき94,000円

## ⑥ 産業廃棄物処理業の許可等に係る申請手数料

ア 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
イ 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき73,000円
ウ 産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき100,000円
エ 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき94,000円
オ 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき71,000円
カ 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき92,000円
キ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき81,000円
ク 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき74,000円
ケ 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき100,000円



コ 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1 件につき 95,000 円
サ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1 件につき 72,000 円
シ 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1 件につき 95,000 円
⑦ 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 4 項に規定する 産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 140,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 120,000 円
⑧ 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 4 項に規定する 産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 130,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1 件につき 110,000 円
⑨ 産業廃棄物処理施設の譲受け(借受け)許可申請手数料	
	1 件につき 94,000 円
⑩ 産業廃棄物処理施設設置法人合併(分割)認可申請手数料	
	1 件につき 94,000 円
⑪ 使用済自動車再資源化業許可申請等手数料	
ア 使用済自動車引取業者登録申請手数料	1 件につき 3,000 円
イ 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料	1 件につき 3,000 円
ウ 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料	1 件につき 5,000 円
エ 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料	1 件につき 5,000 円
オ 使用済自動車解体業許可申請手数料	1 件につき 78,000 円
カ 使用済自動車解体業許可更新申請手数料	1 件につき 70,000 円
キ 使用済自動車破碎業許可申請手数料	1 件につき 84,000 円
ク 使用済自動車破碎業許可更新申請手数料	1 件につき 77,000 円
ケ 使用済自動車破碎業の変更許可申請手数料	1 件につき 75,000 円
⑫ 熱回収施設認定申請手数料	
ア 産業廃棄物の熱回収施設認定申請手数料	1 件につき 33,000 円
イ 産業廃棄物の熱回収施設認定更新申請手数料	1 件につき 20,000 円
ウ 一般廃棄物の熱回収施設認定申請手数料	1 件につき 33,000 円
エ 一般廃棄物の熱回収施設認定更新申請手数料	1 件につき 20,000 円



## 第4章 ごみ処理事業

---

1 経緯及び現況	
(1) 経緯	29
(2) 平成26年度 処理計画フロー	29
2 新ごみ減量制度	
(1) 10種13分別による高品質なリサイクルの推進	30
(2) 有料指定袋導入によるごみ減量	32
(3) 手数料収入の市民還元	33
(4) 市民・事業者・行政による協働の取り組み	34
3 「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について	
(1) 概要	35
(2) 基本理念	35
(3) 数値目標	35
(4) 基本方針	35
4 ごみ収集処理実績	
(1) 平成25年度 ごみ処理実績フロー	36
(2) 収集ごみの推移	36
(3) 直接搬入ごみの推移	37
(4) 平成25年度 焼却施設搬入量内訳	37
(5) 平成25年度 埋立処分地搬入量内訳	38
(6) 平成25年度 中間処理(破碎・選別等)施設搬入量内訳	38
(7) 平成25年度 資源化量内訳	38
5 ごみ質分析	
(1) 平成25年度 可燃物の分析	39
(2) 平成25年度 粗大ごみの受付個数	40



## 1 経緯及び現況

### (1) 経緯

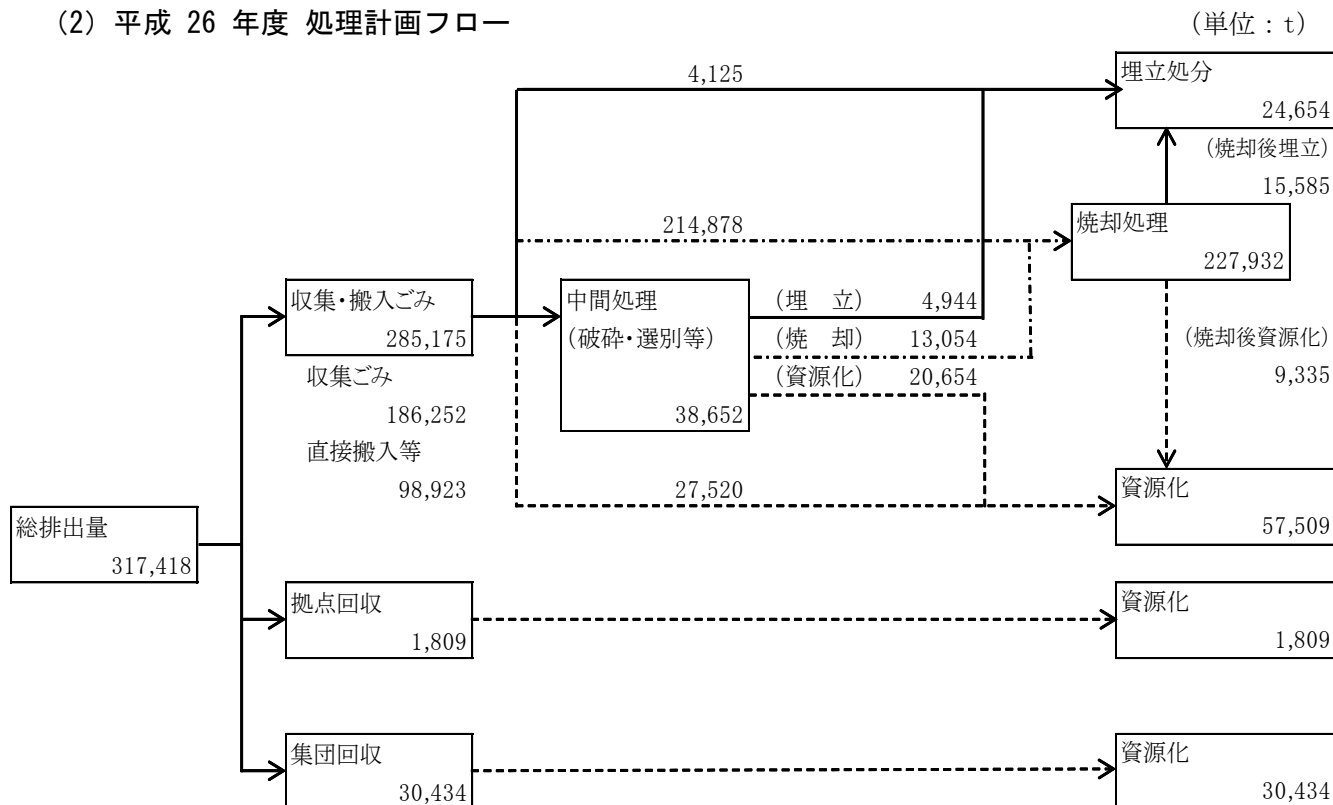
本市のごみ処理事業は、昭和39年開催の「新潟国体」を1つの契機として「きれいなまちづくり運動」を展開するとともに、それまでの収集用共同箱を廃止し、現在のようなポリ袋による定期回収（週3回）を確立した。

その後、プラスチック類が急増し、ごみの混合収集が焼却施設の管理面から困難となったため、昭和51年、プラスチック類を含む不燃ごみを「分別ごみ」として収集を開始した。また、廃乾電池等に起因する有害物質の影響が社会問題化したため、昭和60年度からこれらの分別収集を開始し、「普通ごみ」、「分別ごみ」、「粗大ごみ」と併せ4分別収集を行ってきた。

平成8年度には、埋立処分地の延命化、生活環境の保全と資源の有効活用の観点から、「びん・缶」と「プラスチック」を資源物として収集する6分別収集を西新潟地区で、平成9年度からは全市で開始するとともに、びん・缶の選別施設と啓発施設を併せ持つ資源再生センター（愛称：エコプラザ）と燃えないごみなどの資源化を図る新田清掃センター破砕施設を整備した。


平成12年度に黒埼町、平成16～17年度に新津市、白根市、豊栄市など近隣13市町村と合併し、ごみの収集・処理方法、手数料の金額等については、それぞれの合併前の制度を継続していたが、平成20年6月から新ごみ減量制度として、家庭系ごみについては、全市で10種13分別による分別区分の変更（巻広域は9種12分別）と有料指定袋制の導入を実施し、事業系ごみについては、事業系ごみ10分別の指針の策定と処理手数料の全市統一を行い、市民・事業者・行政が協働して、さらなるごみの減量とリサイクルの推進を図っている。

### (2) 平成26年度 処理計画フロー



## 2 新ごみ減量制度

### (1) 10種13分別による高品質なりサイクルの推進

平成20年6月1日からの新ごみ減量制度では、従来より分別品目を拡充し、10種13分別を基本に、可能な限り資源化を図り、最終的に焼却・埋立処分されるごみを極力削減するとともに、分別の徹底により、高品質なりサイクルを確保することとし、分別区分や処理方法等の変更を行った。さらに、平成22年4月からは「飲食用びん」に「化粧品びん」も出せることとし、「飲食用・化粧品びん」として回収を開始した。なお、平成24年4月より巻広域においても「プラマーク容器包装」の分別収集を開始している。

#### ① 分別区分等

(平成26年4月1日現在)

区分		ごみの内容	収集回数	収集方法	手数料等		
<b>全市</b> (北区 東区 中央区 江南区 秋葉区 南区 西区(四ツ郷屋地区を除く) 西蒲区(中之口地区に限る))	ごみ	燃やすごみ	厨芥・皮革類など	週3回	ごみ集積場方式	有料(指定袋)	
		燃やさないごみ	金属類・ガラス類など	月1回			
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料(シール)	
	資源物	プラマーク容器包装	カップ・パック類・トレイ類など	週1回	ごみ集積場方式	無料	
			ペットボトル	飲食用のペットボトル			月2回
			古紙類	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック			
			飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・化粧品のびん			週1回
			飲食用缶	飲食用の缶			
			枝葉・草	剪定した枝・木など			週1回
			特定5品目	乾電池類・蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類			月1回
<b>巻広域</b> ※岩室地区、巻地区、西川地区、潟東地区 (西区(四ツ郷屋地区に限る) 西蒲区(中之口地区を除く))	ごみ	普通ごみ	厨芥・皮革類・金属類・ガラス類	週3回	ごみ集積場方式	有料(指定袋)	
		粗大ごみ	家具など	申込制	戸別収集	有料(シール)	
	資源物	プラマーク容器包装	カップ・パック類・トレイ類など	週1回	ごみ集積場方式	無料	
			ペットボトル	飲食用のペットボトル			月2回
			古紙類	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック			
			飲食用・化粧品びん	飲食用のびん・化粧品のびん			週1回
			飲食用缶	飲食用の缶			
			枝葉・草	剪定した枝・木など			週1回
			特定5品目	乾電池類・蛍光管・水銀体温計・ライター・スプレー缶類			月1回

## ② ごみ集積場数 (平成26年4月1日現在)

北 区	1,288ヶ所	東 区	2,264ヶ所	中央区	3,330ヶ所
江南区	775ヶ所	秋葉区	1,434ヶ所	南 区	1,342ヶ所
西 区	2,858ヶ所	西蒲区	1,191ヶ所	合 計	14,482ヶ所

## ③ 搬入施設 (平成26年4月1日現在)

区 分	収集主体	搬 入 先
燃やすごみ (巻広域は普通ごみ)	委託 直営	○ 新田清掃センター焼却施設 ○ 亀田清掃センター焼却施設 ○ 新津クリーンセンター焼却施設 ○ 豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター焼却施設 ○ 鎧漕クリーンセンター焼却施設
燃やさないごみ (巻広域は除く)	委託	○ 新田清掃センター破砕施設 ○ 新津クリーンセンター粗大ごみ処理施設 ○ 白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設 ○ 豊栄郷清掃施設処理組合 豊栄環境センター不燃物処理施設
粗大ごみ	委託	○ 亀田清掃センター粗大ごみ処理施設 ○ 新津クリーンセンター粗大ごみ処理施設 ○ 白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設 ○ 鎧漕クリーンセンター粗破砕設備
プラマーク容器包装	委託	○ 民間処理施設 ○ プラスチック選別施設(白根環境事業所内)
ペットボトル	委託	○ 民間処理施設 ○ プラスチック選別施設(白根環境事業所内) ○ プラスチック選別施設(豊栄環境センター内)
飲食用・化粧品びん	委託	○ 民間処理施設 ○ 鎧漕クリーンセンターリサイクルプラザ
飲食用缶	委託	○ 資源再生センター ○ 新津クリーンセンター粗大ごみ処理施設 ○ 白根グリーンタワー粗大ごみ処理施設 ○ 鎧漕クリーンセンターリサイクルプラザ
特定5品目	委託	○ 新田清掃センター破砕施設(一時保管) ○ 亀田一般廃棄物処理場(一時保管) ○ 白根環境事業所(一時保管)
古紙類	委託	○ 民間処理施設
枝葉・草	委託	○ 第4赤塚埋立処分地(一時保管) ○ 亀田一般廃棄物処理場(一時保管) ○ 白根環境事務所(一時保管)

## ④ 自己搬入ごみの搬入先等区分（平成 26 年 4 月 1 日現在）

搬入先	対象地域	区 分
新田清掃センター	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区(四ツ郷屋地区を除く)、西蒲区(中之口地区に限る)	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
亀田清掃センター	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区(四ツ郷屋地区を除く)、西蒲区(中之口地区に限る)	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
新津クリーンセンター	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区(四ツ郷屋地区を除く)、西蒲区(中之口地区に限る)	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
白根グリーンタワー	北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区(四ツ郷屋地区を除く)、西蒲区(中之口地区に限る)	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
豊栄環境センター	北区(事業系ごみは、豊栄地区に限る)	燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
鎧潟クリーンセンター	西蒲区(中之口地区を除く)、西区(四ツ郷屋地区に限る)	普通ごみ、粗大ごみ

## (2) 有料指定袋導入によるごみ減量

従来、地域により異なっていたごみ処理手数料について統一を図り、ごみ減量とリサイクルの推進および分別の徹底の観点から、家庭系ごみは「燃やすごみ」「燃やさないごみ」は指定袋により、「粗大ごみ」は処理券により、それぞれ有料とした。

また、事業系ごみは、事業者の自己処理責任に基づき、ごみ集積場への排出は禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却場へ持ち込む場合は、重量に応じた単純従量制とした。

## ① ごみ処理手数料(平成 20 年 6 月 1 日から)

燃やすごみ	指定袋・大(45ℓ)	45 円/枚
	指定袋・中(30ℓ)	30 円/枚
	指定袋・小(20ℓ)	20 円/枚
	指定袋・極小(10ℓ)	10 円/枚
	指定袋・超極小(5ℓ)	5 円/枚
燃やさないごみ	指定袋・大(45ℓ)	45 円/枚
	指定袋・中(30ℓ)	30 円/枚
	指定袋・小(20ℓ)	20 円/枚
	指定袋・極小(10ℓ)	10 円/枚
	指定袋・超極小(5ℓ)	5 円/枚
粗大ごみ		500 円以内で品目ごとに規則で定める額
清掃工場等へ 自ら搬入する場合	家庭系	10kg までごとに 60 円
	事業系	10kg までごとに 130 円



## (3) 手数料収入の市民還元

新ごみ減量制度では、家庭系ごみ有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作製経費を差引いた手数料収入については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興に資するよう市民に還元することとしている。

## 平成26年度 ごみ処理手数料の市民還元事業

事業名	事業概要
(1) 分別意識の向上と啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンからごみの分別方法を検索できるアプリの開発【新規】</li> <li>市民への3R意識の啓発強化として、小型家電のリサイクルやマイボトルキャンペーンを拡充して実施</li> <li>情報紙（サイチョプレス）の発行、ごみ減量検定の実施など</li> </ul>
(2) クリーンにいがた推進員育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーンにいがた推進員への研修会、施設見学会などを実施し、推進員を中心に、地域における廃棄物の適正な分別・排出、環境意識の普及啓発を図り、地域に密着した活動を推進</li> </ul>
(3) ごみ集積場設置等補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ集積場設置：補助率3/4 上限額15万円/集積場</li> <li>カラス被害対策として自治会等へ対策用ネットを譲与</li> </ul>
(4) 地域清掃等への助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境美化活動費への助成：補助率 4/5（補助基準額@250円*参加者数）</li> <li>不法投棄処理費への助成：補助率10/10 特定廃家電、バッテリーなどの処理費実額を助成</li> </ul>
(5) 不法投棄・違反ごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>パトロール委託、監視カメラ等の設置、廃家電等不法投棄物の処理など</li> </ul>
(6) ごみ集積場持ち去り防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視パトロール、看板作製、啓発チラシの配布など</li> </ul>
(7) 古紙資源化の一層の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>集団資源回収：回収団体へ6円/kgの奨励金を交付など</li> <li>古紙行政収集：コミュニティ協議会へ3円/kgの支援金の交付</li> </ul>
(8) 家庭系生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ堆肥化容器及び家庭用電動生ごみ処理機の購入費助成</li> <li>乾燥生ごみ拠点回収の実施</li> <li>生ごみ減量化にかかる各種講座の開催、啓発映像の作成【拡充】など</li> </ul>
(9) 古布・古着の拠点回収費	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点数：市内8ヶ所</li> </ul>
(10) 環境教育・環境学習に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>副読本の作成配布：ごみ減量化啓発（小学4年生用）、環境教育（小学4年生用及び中学1年生用）</li> <li>環境教育推進：実践協力校の支援額を拡充し環境教育を実施【拡充】</li> </ul>
(11) バイオマス利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各所で菜の花プランを実施するとともに、家庭から排出される廃天ぷら油を回収・再生利用</li> </ul>
【新規】 (12) 低炭素型ライフスタイル市民アクション応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネの取り組みなどに対し、エコポイントを交付することにより、市民の自主的なエコアクションを応援し、低炭素型ライフスタイルの普及拡大を図る</li> </ul>
(13) 防犯灯設置補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>LED灯などの環境配慮型防犯灯の導入促進のため、防犯灯設置補助率の上乗せ分を支援：環境配慮型補助率2/3（その他の補助率1/2）</li> </ul>
(14) ごみ出し支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等で取組む、ごみ出しが困難な高齢者や障害者などの世帯に対する支援活動費について助成</li> </ul>
(15) 地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>新潟市地域活動補助金 地域コミュニティ協議会などが行う、地域課題解決のための活動などを支援 事業性質別補助率の試行：10/10 8/10 5/10 限度額20万円/事業</li> <li>地域コミュニティ協議会活動支援の試行（均等割の導入）</li> </ul>

#### (4) 市民・事業者・行政による協働の取り組み

平成20年6月1日からの新ごみ減量制度の開始にあわせて、市民、事業者、行政の協働による三者一体となった取り組みを推進している。

##### ① クリーンにいがた推進員制度

平成20年2月から、3R（発生抑制・再使用・再生利用）・適正な分別排出・環境美化の促進及び普及啓発について、地域のリーダーとしての役割を担うことを目的として活動を行っている。

##### ア 活動内容

- 地域住民に対するごみの分別、排出及び再生利用の促進に関する指導・助言。
- 地域における美化活動の促進と環境意識の普及啓発。
- 一般廃棄物の減量の推進及び生活環境の保全に関し、市と地域住民との連絡及び調整。
- 市の環境事業に関する調査、情報収集等の協力。

イ クリーンにいがた推進員数 5,538人(平成26年7月末現在)

##### ② 事業所におけるごみ減量・リサイクルの推進

事業所における事業系ごみの適正な処理や、ごみの減量やリサイクルの向上を自発的に推進する事を目的として、事業系ごみ10分別の指針等からなる「事業系ごみ・リサイクルガイドライン」を策定した。また、平成20年6月1日から事業系ごみの処理手数料について全市統一を行い、あわせて従来2焼却場で行われていた事業系古紙類の搬入規制について、市の全焼却施設に拡大して実施している。

そして、平成25年6月より事業所から出されるごみについて積極的に減量化・資源化に取り組む事業者を「3R優良事業者」として認定し、その活動を広く周知することにより、さらなる事業者のごみ減量・資源化意識の向上を図ることとしている。

### 3 「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について

#### (1) 概要

本計画は、本市におけるごみ処理の現状・課題をふまえ学識経験者や市民代表からなる清掃審議会における議論を経て策定され、長期的・総合的視点に立った計画的なごみ処理の基本方針となるものである。その内容は、ごみの発生から最終処分に至るまでの適切な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもので、現計画は平成19年6月に策定された前計画を平成24年2月に全面改定し、平成24年度から平成31年度まで8年間を計画期間としている。

#### (2) 基本理念

循環型社会と低炭素社会・自然共生社会を統合的に構築し、本市が、持続的に発展するため市民・事業者・市が一体となって「環境先進都市」の実現に向けた取り組みを加速させていくこととする。

#### (3) 数値目標

区分	平成22年度（実績）	平成28年度（中間目標）	平成31年度（最終目標）
①家庭系ごみ量（1人1日あたり）	494g	484g（△10g）	474g（△20g）
②事業系ごみ排出量	84,393t	79,300t（△5,093t）	74,500t（△9,893t）
③リサイクル率	27.0%	29.8%（+2.8%）	30.9%（+3.9%）
④最終処分量	32,092t	22,500t（△30%）	21,800t（△32%）
（参考指標）廃棄物分野のCO2排出量	81,957t-CO2/年	75,800t-CO2/年（△8%）	73,100t-CO2/年（△11%）

#### (4) 基本方針

##### **基本方針1：家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働**

さらなる分別の徹底に努め、資源となるごみについては可能な限り資源化を図る。また、三者協働の理念に基づき市民一人一人のごみ減量意識を高め、3Rの優先順位に即した取り組みを推進する。

##### **基本方針2：事業系ごみの排出抑制と資源化の推進**

市の事業系ごみの制度の周知徹底を図り、ごみの減量と資源化可能なものとの分別を推進する。また、資源物の搬入規制の強化など積極的な指導に取り組む。

##### **基本方針3：違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進**

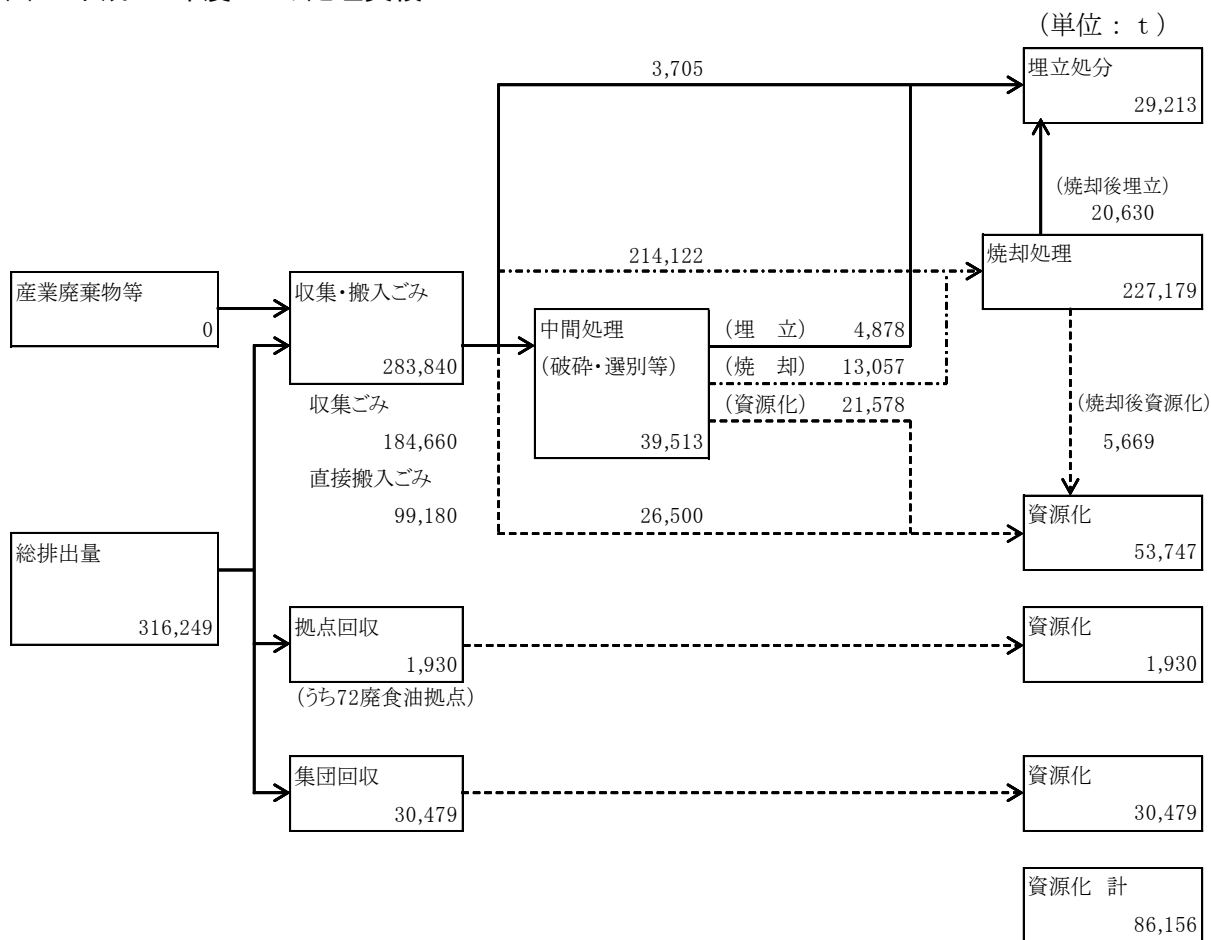
地域住民の良好な生活環境を保持し安心・安全なごみ出し環境を維持するため、ごみ集積場における違反ごみや、ごみ・資源物の持ち去り行為などへの対策を強化する。併せて、一斉清掃等の地域の取り組みを支援・促進するとともに、ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例のさらなる周知及び啓発を図る。

##### **基本方針4：収集・処理体制の整備**

市民・事業者のごみ減量化の努力と少子高齢社会の進展に伴い今後ごみ量が減少していく中で、安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を構築するとともに、廃棄物処理施設のあり方の検討を進める。また、大規模な災害が発生した場合においても十分に対応できるよう、真に実効性のある体制を整備する。

### 4 ごみ収集処理実績

#### (1) 平成25年度 ごみ処理実績フロー



#### (2) 収集ごみの推移

(単位：t)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度		25年度 収集台数 延稼働数(台)
						直営	委託	
燃やすごみ ※1	135,313	133,399	133,511	133,953	131,447	5,981	125,466	76,000
燃やさないごみ	3,692	3,510	3,856	4,211	4,009		4,009	3,754
粗大ごみ	3,082	3,267	3,265	3,463	3,530		3,530	7,537
プラマーク容器包装 ※2	9,982	9,667	9,413	9,126	8,960		8,960	13,389
ペットボトル	1,269	1,295	1,248	1,273	1,240		1,240	5,487
飲食用・化粧品びん ※3	6,786	6,816	6,835	6,891	6,884		6,884	6,746
飲食用缶	2,448	2,268	2,425	2,521	2,393		2,393	6,653
古紙類	10,663	10,117	10,119	10,158	10,074		10,074	
枝葉・草	14,834	15,263	15,090	15,500	15,674		15,674	9,866
特定5品目 ※4	500	492	481	476	449		449	2,070
計	188,569	186,094	186,243	187,572	184,660	5,981	178,679	131,502
指数 (19年度=100)	84	83	83	83	82			

※1 巻広域の「普通ごみ」を含む

※2 平成24年度まではプラスチック製容器包装

※3 化粧品びんの分別収集は平成22年度から開始

※4 平成24年度までは有害・危険物

## (3) 直接搬入ごみの推移

(単位：t)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25年度 搬入台数 (台)
許可ごみ	78,591	80,018	80,535	81,109	82,277	51,126
可燃ごみ	69,929	71,514	73,010	74,268	75,706	43,047
不燃ごみ	8,390	8,214	7,328	6,566	6,282	8,079
資源	272	290	197	275	289	
家庭系直接搬入	5,855	8,107	7,544	8,733	9,733	
可燃ごみ	2,449	2,859	2,975	3,423	3,686	
不燃ごみ	3,085	4,867	4,251	4,961	5,668	
資源	321	381	318	349	379	
事業系直接搬入	11,233	10,333	9,583	8,938	7,170	
可燃ごみ	6,530	5,925	5,631	4,301	3,283	
不燃ごみ	4,103	3,827	3,450	4,116	3,391	
資源	600	581	502	521	496	
合 計	95,679	98,458	97,662	98,780	99,180	
可燃ごみ	78,908	80,298	81,616	81,992	82,675	
不燃ごみ	15,578	16,908	15,029	15,643	15,341	
資源	1,193	1,252	1,017	1,145	1,164	

## (4) 平成25年度 焼却施設搬入量内訳

(単位：t)

区 分	処理計	搬入先				
		新田清掃 センター	亀田清掃 センター	新津 クリーン センター	豊栄環境 センター	鎧潟 クリーン センター
収集	131,447	42,649	59,256	9,967	7,825	11,750
直接搬入	82,675	40,393	26,511	4,073	4,903	6,795
残渣等	13,057	5,804	4,705	1,321	166	1,061
計	227,179	88,846	90,472	15,361	12,894	19,606
産業廃棄物	0	0	0	0	0	0
他都市災害ごみ	0	0	0	0	0	0
合計	227,179	88,846	90,472	15,361	12,894	19,606

※白根グリーンタワーに搬入された直接搬入ごみは、新田清掃センターの直接搬入に含めている。

## (5) 平成 25 年度 埋立処分地搬入量内訳

(単位：t)

区 分	処分計	埋立地			
		赤塚 埋立地	太夫浜 埋立地	江楓園	福井 埋立地
収集	0	0	0	0	0
直接搬入	3,705	2,065	1,405	235	0
残渣等	25,508	11,288	11,035	2,102	1,083
計	29,213	13,353	12,440	2,337	1,083
産業廃棄物	0	0	0	0	0
他都市災害ごみ	0	0	0	0	0
合計	29,213	13,353	12,440	2,337	1,083

## (6) 平成 25 年度 中間処理（破碎・選別等）施設搬入量内訳

(単位：t)

区 分	処理計	施設								
		亀田清掃 センター (粗大)	新津クリー ンセンター (粗大)	白根グリー ンタワー (粗大)	豊栄環境 センター (粗大)	資源再生 センター (選別)	新田清掃 センター (破碎)	鑑潟クリー ンセンター (選別)	亀田一般 廃棄物処 理場 (選別)	その他
収 集	27,092	3,179	668	681	219	1,870	3,170	888	85	16,332
直 接 搬 入	12,421	1,980	1,343	449	407	1	6,451	0	0	1,790
他中間処理施設 ※1	0	94	△ 22	△ 91	0	5	76	5	8	△ 75
計	39,513	5,253	1,989	1,039	626	1,876	9,697	893	93	18,047
焼 却 残 渣	13,057	3,866	1,321	350	163	71	5,420	26	11	1,829
埋 立 残 渣	4,878	359	305	319	215	304	2,797	0	0	579
資 源 化	21,578	1,028	363	370	248	1,501	1,480	867	82	15,639

※1 マイナスの数値は、中間処理残渣を再中間処理した量を表す(中間処理量の2重計上をしないため)

## (7) 平成 25 年度 資源化量内訳

(単位：t)

区 分	資源化計	資源化							
		プラス チック類	ペット ボトル	ガラス類 (びん等)	金属類 (缶等)	古紙類	枝葉・草	有害物	その他
焼却処理後資源化	5,669				709				4,960
中間処理後資源化	21,578	8,112	1,049	6,436	4,687				1,294
直接資源化	58,909		847	12	44	41,403	16,003	323	277
合計	86,156	8,112	1,896	6,448	5,440	41,403	16,003	323	6,531

## 5 ごみ質分析

## (1) 平成25年度 可燃物の分析

試料採取場所		新田清掃センター	亀田清掃センター	新津クリーンセンター
ごみの種類組成	紙 (%)	38.8	40.0	54.1
	プラスチック (%)	17.3	22.4	12.7
	繊維(布類) (%)	10.6	14.4	(紙に含む)
	木・竹・わら類 (%)	7.5	10.1	10.9
	ちゅう芥類 (%)	15.5	7.7	16.0
	不燃物 (%)	2.6	1.4	1.9
	雑物 (%)	7.7	4.0	4.4
嵩比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.30	0.18	0.23	
3成分	水分 (%)	53.8	44.7	54.4
	灰分 (%)	6.3	5.3	5.2
	可燃分 (%)	39.9	50.0	40.4
低位発熱量(実測値) (kcal/kg)	1,628	2,390	1,492	
調査回数 (回)	12	12	6	

試料採取場所		豊栄環境センター	鑑潟クリーンセンター
ごみの種類組成	紙 (%)	57.5	57.6
	プラスチック (%)	21.1	11.8
	繊維(布類) (%)	(紙に含む)	(紙に含む)
	木・竹・わら類 (%)	7.5	10.6
	ちゅう芥類 (%)	12.5	7.1
	不燃物 (%)	0.8	5.7
	雑物 (%)	0.6	7.2
嵩比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.15	0.12	
3成分	水分 (%)	43.7	44.2
	灰分 (%)	5.1	10.7
	可燃分 (%)	51.2	45.1
低位発熱量(実測値) (kcal/kg)	2,040	1,765	
調査回数 (回)	4	4	

## (2) 平成 25 年度 粗大ごみの受付個数

	品 目	23年度	24年度	25年度
家電類	オーディオ機器	2,440	2,132	2,036
	こたつ	4,199	4,314	4,352
	照明器具	1,838	2,056	2,476
	炊飯器	398	384	362
	扇風機	2,853	3,618	3,061
	掃除機	2,690	2,947	2,721
	電子レンジ	5,300	5,406	5,679
	その他家電	5,473	5,815	5,945
	小計	25,191	26,672	26,632
家具類	カーペット類	14,613	14,165	14,955
	カーテン・ブラインド等	3,241	3,185	3,356
	机・椅子	38,055	40,305	41,658
	たんす	6,991	7,356	7,600
	棚	5,148	5,379	5,600
	その他収納家具	24,416	25,813	27,159
	その他	20,784	21,098	21,024
	小計	113,248	117,301	121,352
寝具	スプリングマットレス	3,724	4,035	4,201
	ベッド類	5,468	5,588	5,838
	マットレス	4,938	5,405	6,008
	布団・毛布等	43,987	44,614	45,970
	座布団	1,977	1,794	1,973
	小計	60,094	61,436	63,990
スポーツ用品	自転車(電動含む)	17,817	17,691	16,054
	ゴルフ用具	1,720	1,758	1,751
	スキー用具	2,560	2,605	2,362
	その他	2,188	2,322	2,167
	小計	24,285	24,376	22,334
アウトドア用品		1,493	1,599	1,597
健康用具	マッサージ機等	1,903	1,995	2,070
ガス・石油器具	ガスコンロ・ストーブ等	19,204	18,442	17,913
子ども用品		5,051	5,134	5,039
ペット用品		1,609	1,661	1,693
園芸用品		1,177	1,343	1,262
楽器		916	949	912
その他		33,964	39,791	39,033
合 計		288,135	300,699	303,827



## 第5章 減量化・資源化・環境美化

---

1 減量化・資源化事業	
(1) 集団資源回収事業	41
(2) 資源物の拠点回収事業	41
(3) 家庭系生ごみのリサイクル	42
(4) 廃天ぷら油の拠点回収事業	42
(5) 学校給食残渣等再生処理事業	42
(6) 事業系ごみ減量化対策事業	43
2 啓発事業	
(1) 広報活動	43
(2) 副読本の作成及び出前講座の実施	43
(3) 清掃ポスターの募集	44
(4) 環境フェアの開催	44
(5) 環境美化奉仕活動表彰	44
3 リサイクルプラザ事業	
(1) 資源再生センター（エコプラザ）事業	44
(2) 新田清掃センター啓発事業	46
(3) 鎧潟クリーンセンター啓発事業	47
4 環境美化運動	
(1) きれいなまちづくり運動	48
(2) 海岸一斉清掃	48
(3) 各区における一斉清掃等	49
(4) 海水浴場臨時ごみ集積所の設置	49
(5) 環境美化整備等補助	49
5 余熱利用	
(1) ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）	50
(2) 亀田清掃センター附属休憩所（田舟の里）	50
(3) 舞平清掃センター附属休憩所	50
(4) その他	51
6 施設見学	
(1) 新田清掃センター	51
(2) 亀田清掃センター	51
(3) 鎧潟クリーンセンター	51
(4) 新津クリーンセンター	51
(5) 舞平清掃センター	51
(6) 資源再生センター	51



## 1 減量化・資源化事業

### (1) 集団資源回収事業

本市では、昭和53年4月から市民運動として自治会・婦人会等を対象にした集団資源回収運動を提唱し地域のリサイクル活動を推進してきたが、さらなる活動の拡大を図るため、平成5年6月に奨励金制度を創設し、回収量1kgあたり3円の奨励金交付を開始した。その後、平成7年4月からは4円、平成9年からは5円に奨励金を引き上げ、平成13年4月には、古紙を重点的に回収するため、6円に引き上げるとともに、びん・缶の奨励金交付を廃止した。また、回収に必要な用具の貸し出しや倉庫への補助等も実施している。

#### ① 登録団体数

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
累計団体数	1,665	1,694	1,735	1,768	1,795

#### ② 回収実績

(単位：t)

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
古紙類	新聞	17,832	17,566	17,073	17,598	17,357
	雑誌	7,252	7,313	7,522	7,732	7,694
	段ボール	5,084	5,251	5,273	5,372	5,319
	牛乳パック	5	3	4	6	3
	古繊維	2	29	27	7	51
	小計	30,175	30,162	29,899	30,715	30,424
その他	空きびん	13	12	12	11	12
	空き缶	47	43	41	42	44
	小計	60	55	53	53	56
奨 励 金 額	181,049千円	180,972千円	179,395千円	184,290千円	182,539千円	

### (2) 資源物の拠点回収事業

資源物の行政収集や集団回収を補完し、幅広くリサイクルの受け皿を確保するため、以下のとおり資源物の拠点回収を実施している。

#### ① 古紙類

平成12年8月からエコープラザで古紙の拠点回収を開始し、平成25年度末現在、22ヶ所の公共施設等で拠点回収を実施している。

#### ② ペットボトル

平成9年6月から公共施設等で拠点回収を開始し、平成25年度末現在、261ヶ所で実施している。

#### ③ 牛乳パック・トレイ

豊栄地区の区役所等28ヶ所で拠点回収を実施している。

#### ④ 乾電池

平成20年6月からスーパーマーケット等で拠点回収を開始し、平成25年度末現在、124ヶ所で実施している。

#### ⑤ 古布・古着

平成22年4月にモデル事業として、市内3ヶ所で拠点回収を開始し、平成25年度末現在、8ヶ所で実施している。

## ⑥ 使用済小型家電

平成 24 年 6 月にモデル事業として、市内 12 ヶ所で拠点回収を開始し、平成 26 年度にかけて拠点数を 43 ヶ所に増設するとともに、収集・処理の一部を障がい者団体に委託している。

拠点回収量の推移及び平成 25 年度末拠点数

(単位：t)

区分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	拠点数
全 市	古紙類	961	955	859	847	902	22ヶ所
	ペットボトル	713	785	776	797	737	261ヶ所
	牛乳パック・トレイ	11	9	8	5	3	28ヶ所
	乾電池	42	55	58	59	57	124ヶ所
	古布・古着	0	140	147	135	136	8ヶ所
	使用済小型家電				7	19	41ヶ所
	計	1,727	1,944	1,848	1,850	1,854	484ヶ所

## (3) 家庭系生ごみのリサイクル（処理容器・電動処理機購入費補助）

可燃ごみで大きな比重を占める生ごみの堆肥化を推進するため、平成 3 年度に市民 50 人を対象としたコンポスト利用のモニターを行い、平成 4 年度から減額販売を開始した。平成 8 年度には EM ボカシ容器の減額販売、平成 15 年度には電動生ごみ処理機の補助制度をそれぞれ開始し、平成 17 年の合併にあわせて制度を統一した。

また、平成 25 年度から EM ボカシ容器・コンポスト容器を補助制度へ移行した。

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	※累計
コンポスト容器（基）	498	441	206	249	118	22,158
EMボカシ容器（基）	562	492	290	322	76	18,998
電動生ごみ処理機（基）	147	78	68	45	66	4,592

※ 累計欄には制度開始時からの累計数を記載

## (4) 廃天ぷら油の拠点回収事業

平成 19 年 6 月より、家庭から排出される廃天ぷら油の拠点回収を実施しており、回収した廃天ぷら油は、バイオディーゼル燃料に精製して公用車に使用している。

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
廃天ぷら油回収量	家庭分 32 kl	家庭分 37 kl	家庭分 35 kl	家庭分 35 kl	家庭分 37 kl

## (5) 学校給食残渣等再生処理事業

食品廃棄物の減量のため、市内の直営給食実施校及び給食センターから排出される学校給食残渣を資源として再利用している。収集された学校給食残渣は養豚業者により飼料原料として活用するほか、舞平清掃センターと民間施設に搬入され、堆肥へと製品化される。舞平清掃センターの堆肥は市民に配布され、民間施設の堆肥は直接取引や地元農協を通じて農家へ販売されている。

また、学校給食残渣を収集、堆肥化・飼料化している学校以外に、自校で資源化している学校もあり、平成25年度末現在、給食実施校155校全ての学校が学校給食の資源化に取り組んでいる。

学校給食残渣の資源化の状況(平成25年度)

(単位：校・園)

	幼稚園	小学校	中学校	養護学校	合計
給食実施校	11	113	29	2	155
収集堆肥化	6	98	22	2	128
自校で資源化 (養豚の飼料含)	5	15	7	-	27
ごみとして処分	-	-	-	-	-

学校給食残渣の搬入量

(単位：t)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
舞平清掃センター	182	209	155	224	209
民間施設	321	284	294	227	225
合計	503	493	449	451	434

## (6) 事業系ごみ減量化対策事業

事業所のごみ減量、適正処理を促進するため、事業者向けに産業廃棄物に関する普及チラシを配布した。さらに事業所へ訪問指導を行い、特に食料品製造業者に対して動植物性残渣(産業廃棄物)の適正処理について指導を行った。

平成17年10月から実施しているリサイクルできる古紙類の市の焼却施設への搬入規制に関しては、焼却施設での検査を週2回に強化して実施している。

また、事業系ごみの適正処理を図るため、平成26年3月に「事業系廃棄物処理ガイドライン」を作成・配布した。

## 2 啓発事業

### (1) 広報活動

ごみの減量化・資源化、分別の徹底、ごみ出しマナーの向上、不法投棄の防止等について、市広報紙、リーフレット、チラシ、家庭ごみ収集カレンダー等の配布によるPRを実施している。また、転入者向けに「ごみ分別百科事典」(日本語版・外国語版)を渡している。

### (2) 副読本の作成及び出前講座の実施

社会科で廃棄物処理について学習する小学校4年生に、ごみの減量化やリサイクルについて理解を深めてもらうため、副読本「ごみってなあに？」を作成し配付している。

また、希望する学校に清掃事務所職員が収集車と出向き、収集車の構造や操作方法の説明、ごみ投げ体験などを行う出前講座「ごみ収集車体験」を実施した。

- 市内小学校：116校に配布，合計8,250部配布(平成25年度実績)
- 出前講座実施数：市内小学校18校974人(平成25年度実績)

### (3) 清掃ポスターの募集

昭和47年度から、ごみマナー向上を呼びかける清掃ポスターを市内の小学生から募集し、その中から選ばれた金賞作品を印刷して、自治会・町内会、小学校等で掲示している。

- 応募校：9校 応募総数：470点(平成25年度実績)

### (4) 環境フェアの開催

新潟市で開催される環境フェアにおいて、「ばい捨て・路上喫煙防止条例」の周知活動や、環境に関するクイズなどを実施し、環境問題に対する市民の意識高揚を図った。また、リサイクルに関する周知啓発を行った。

- 平成25年度開催内容
  - 開催日時：10月6日 午前10時～午後4時
  - フェア来場者数：29,052人

### (5) 環境美化奉仕活動表彰

平成4年度から、地域の環境美化活動を積極的に行い、きれいなまちづくりの促進に努めている個人・団体を表彰し、その功績をたたえている。

- 平成25年度表彰 個人：6名， 団体：4団体

## 3 リサイクルプラザ事業

### (1) 資源再生センター（エコプラザ）事業

資源再生センターは、ごみの減量やリサイクルについて学習したり、体験したりする事ができる啓発施設と「飲食用缶」の選別施設が一体となった施設である。なお、「エコプラザ」とは、一般公募により名付けられた愛称である。

#### ① リサイクル提供事業

家庭で不要になった家具や電化製品等を市民から無償で提供してもらい、清掃と簡単な補修を行ったのち、展示し抽選により提供している。なお、当選者には財団法人新潟市開発公社への寄付をお願いしている。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
展示回数(回)	12	12	12	12	12
展示点数(点)	1,383	1,343	1,376	1,403	1,410
申込者数(人)	11,974	9,789	10,242	10,793	10,762
募金額(円)	594,822	560,955	553,836	617,379	606,680

#### ② リサイクル情報登録バンク

有償・無償を問わず「譲りたい」あるいは「譲ってもらいたい」物がある市民の情報を登録し、交換の仲立ちをしている。

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ゆ ず り ま す (件)	132	126	51	47	74
ゆ ず っ て く だ さ い (件)	224	149	95	62	51
成 立 数 (件)	45	31	19	17	13

③ リサイクル体験講座・講習会の開催

ア 夏休みリサイクル体験教室

夏休みの子どもたちを対象に、ペットボトル・牛乳パック等を使ったリサイクル工  
作と工場内の見学を体験

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
回 数 (回)	6	6	9	11	12
参 加 者 (人)	51	35	144	193	174

イ サンデーリサイクル・講習会

おもちゃ病院・エコクッキング・エコガラスでアクセサリ作りなど  
開催数 133回 参加者 951人(平成25年度実績)

④ リサイクルフェスティバル

ごみの減量やリサイクルの普及・啓発を行うため、10月のリサイクル月間にあわせ開  
催している。

開 催 日		平成25年10月20日(日)
来館者数		1,327人
催 し 物	リサイクルマーケット	一般29店が参加
	リサイクル体験コーナー	子ども環境会議活動報告、リサイクル工作教室、石ころアート、ペーパーク ラフト教室、エネルギー実験講座
	展示コーナー	展示提供、環境パネル展、パッチワーク展示、子どもエコ絵画展
	お楽しみ劇場	エコクッキング、気軽に省エネおしゃべりカフェ、環境紙芝居
	PRコーナー	ご当地ゆるキャラ握手会&撮影会、クイズラリー

⑤ 施設貸出

ごみの減量やリサイクル、環境問題に関係した活動に対し、施設を無料で貸出している。

室 名	定員 (人)	用 途	利用者数(人)				
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
大研修室	100	講演会・催物会場等	80	90	852	932	956
研 修 室	10	少人数の打合せ等			7	67	29
実 習 室	30	リサイクル体験学習等	8	3			
講 座 室 1	20	講習会・リサイクル体験学習等		2			
講 座 室 2	20		140	160	165	217	345

## ⑥ 図書・ビデオ・DVDの貸出

ごみ・環境問題についての図書、ビデオ、DVDの閲覧・貸出を行っている。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
図書貸出(冊)	135	51	70	42	69
ビデオ貸出(本)	5	2	12	5	6
DVD貸出(本)	8			2	9

## ⑦ 施設見学案内

選別施設内の見学者通路からの施設案内に加え、ごみの減量やリサイクルについて啓発を行っている。

区分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者
	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)
団体見学	120	4,205	94	3,701	87	3,224	84	3,399	59	2,678
一般見学		18,237		15,935		15,817		17,260		16,569
計	120	22,442	94	19,636	87	19,041	84	20,659		19,247

## (2) 新田清掃センター啓発事業

新田清掃センターの破砕施設には、再生工房と展示ホールが併設され、リサイクル提供事業及び図書・ビデオの貸出を行っている。

## ① リサイクル提供事業

資源再生センターで回収されたリサイクル可能な家具などについて、再生工房で清掃と簡単な補修を行い、ホールに展示後、抽選により無償で提供している。なお、当選者には資源再生センターと同様に寄付をお願いしている。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
展示回数(回)	8	8	※1	4	3
展示点数(点)	559	560	70	280	195
申込者数(人)	2,811	2,210	207	932	573
募金額(円)	231,945	208,945	28,201	88,038	58,917

※焼却施設更新工事のため回数減

## ② 図書・ビデオの閲覧等

ごみ、リサイクル、環境問題に関する図書とビデオを備え、閲覧と貸出を行っている。

○ 蔵書数 592 冊、ビデオ数 16 本、DVD 2 本(平成 26 年 3 月末現在)



## ③ 施設見学案内

小学校4年生の社会科授業の一環としての見学など、隣接の焼却施設とあわせて多くの市民が訪れ、その機会にリサイクル等についての啓発も行っている。

区分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者
	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)
団体見学	54	2,656	54	2,537	41	2,183	95	2,953	70	2,814
一般見学	-	2	-	6	-	-	-	-	-	-
計	54	2,658	54	2,543	41	2,183	95	2,953	70	2,814

## (3) 鎧漕クリーンセンター啓発事業

鎧漕クリーンセンターには、展示ホール及びワークショップコーナーが併設され、リサイクル提供事業等を行っている。

## ① リサイクル品提供事業

資源再生センターで回収されたリサイクル可能な家具などについて、清掃と簡単な補修を行い、展示ホールに展示後、抽選により無償で提供している。なお、当選者には資源再生センターと同様に寄付をお願いしている。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
展示回数(回)	6	7	7	5	4
展示点数(点)	93	150	206	180	165
申込者数(人)	569	958	803	379	280
募金額(円)	48,600	77,100	80,500	45,800	39,000

## ② 施設見学案内

小学校4年生の社会科授業の一環としての見学など多くの市民が訪れ、その機会にリサイクル等についての啓発を行っている。

区分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者	団体数	見学者
	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)	(団体)	(人)
団体見学	17	478	26	672	25	664	24	611	22	774
一般見学	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-
計	17	481	26	672	25	664	24	611	22	774

## 4 環境美化運動

### (1) きれいなまちづくり運動

「自分たちの住むまちは自分たちの手できれいに」という趣旨のもとに各区役所で「捨てない、汚さない」を運動の基調として、ごみ袋の配布などによるPRや、海岸、道路、公園などでのクリーン作戦を展開している。運動を推進するため、用具の貸出等の支援を行っている。平成25年度については、次のとおり事業を行った。

#### ① きれいなまちづくり運動(平成25年度実績)

活動内容	期日	参加者(人)	備考
新潟まつり花火大会会場における ごみマナーPR	8月10日 ～8月11日	137	ごみ袋 6,000枚
新潟まつり花火大会 早朝のごみ拾い	8月11日 ～8月12日	88	
道路清掃・ぼい捨てやめよう キャンペーン	9月28日	564	パレード及び清掃 ごみ収集量150kg

#### ② ボランティア清掃(各区の一斉清掃含む：平成25年度実績)

	ボランティア清掃	一斉清掃	合計
北 区	11,043 人	1,800 人	12,843 人
東 区	12,815 人	6,153 人	18,968 人
中央区	14,554 人	2,110 人	16,664 人
江南区	2,816 人	8,834 人	11,650 人
秋葉区	4,480 人	6,856 人	11,336 人
南 区	6,731 人	2,002 人	8,733 人
西 区	19,740 人	9,582 人	29,322 人
西蒲区	2,528 人	15,110 人	17,638 人
計	74,707 人	52,447 人	127,154 人

### (2) 海岸一斉清掃

海水浴シーズンに合わせて、快適な海水浴を楽しんでいただくため、昭和52年から地元自治・町内会などの関係団体の協力を得ながら、海岸一斉清掃を実施している。

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
期日	7月20日	7月19日	7月18日	7月16日	7月15日
参加者(人)	4,700	4,800	4,600	4,800	4,000
ごみ収集量(t)	23	18	17	24	20

(3) 各区における一斉清掃等(平成25年度実績)

区	事業名	実績	
北区	福島潟クリーン作戦	実施日 4月14日	ごみ収集量 4.0 t
東区	クリーン大作戦	実施日 8月25日他	ごみ収集量 12.2 t
中央区	鳥屋野潟一斉清掃	実施日(春)5月26日 (秋)雨天中止	ごみ収集量 1.0 t
	関屋浜海岸清掃	実施日 9月7日	ごみ収集量 0.8 t
江南区	みんな集まれクリーン作戦	実施日 10月20日	ごみ収集量 2.9 t
	一斉空き缶回収(横越地区)	実施日 4月14日	ごみ収集量 2.1 t
	一斉クリーン作戦(亀田地区)	実施日 5月12日	ごみ収集量 2.0 t
秋葉区	一斉クリーン作戦(新津地区)	実施日 4月21日	ごみ収集量 8.9 t
南区	信濃川・中ノ口川クリーン作戦	実施日 7月7日	ごみ収集量 1.9 t
	一斉クリーン作戦(味方地区)	実施日(春)4月7日 (秋)10月20日	ごみ収集量(春)1.7 t (秋)1.5 t
西区	一斉クリーンデー	実施日 8月4日	ごみ収集量 不明
西蒲区	クリーン作戦(巻地区)	実施日 8月4日	ごみ収集量 4.5 t
	一斉クリーン作戦(西川地区)	実施日(春)4月7日 (秋)10月19日	ごみ収集量(春)1.2 t (秋)0.6 t
	クリーン作戦(潟東地区)	実施日 8月4日	ごみ収集量 2.5 t
	一斉清掃(岩室地区)	実施日 3月23日	ごみ収集量 2.9 t
	一斉清掃(中之口地区)	実施日(春)3月16日 (秋)10月13日	ごみ収集量(春)1.8 t (秋)1.0 t

(4) 海水浴場臨時ごみ集積所の設置

快適な海水浴を楽しんでいただくため、7月から8月の間、臨時ごみ集積所を設置し、ごみの散乱防止に努めている。

設置数(平成25年度実績)

設置海岸	設置数(基)	設置海岸	設置数(基)
船江町浜	2	五十嵐三の町浜	2
日和山浜	2	島見町浜	4
		計	10

(5) 環境美化整備等補助

地域の環境の保全や環境美化を図ることを目的とし、地域清掃等の活動に対し助成を行った。

①環境美化活動費への助成

- ・自治会、地域コミュニティ協議会等が行う一斉清掃(清掃用具・軍手・ジュースなど)への助成

②不法投棄処理費への助成

- ・自治会、地域コミュニティ協議会等が行う、特定廃家電などの不法投棄物処理費への助成

## 5 余熱利用

### (1) ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）

新田清掃センター焼却施設の余熱を利用した施設として、環境保全やごみ処理事業の市民理解とイメージアップを図るため、平成12年7月にオープンした。多様な温浴機能を使って有酸素運動やマッサージなどをすることができ、健康増進に役立つ施設として広く利用されている。

#### ① 主な設備

##### (1階)

- ・流水アクア（1周60mの流れるプール）
- ・健康アクア（気泡や噴流のあるプール）
- ・温浴アクア（ジャグジー、座湯、寝湯）
- ・子供アクア（すべり台付き幼児用プール）など

##### (2階)

- ・浴室
- ・サウナ
- ・レストラン
- ・スタジオ（健康教室）など

#### ② 利用者実績

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数(人)	222,900	241,896	246,878	257,686	260,365	256,082

### (2) 亀田清掃センター附属休憩所（田舟の里）

亀田清掃センター焼却施設の余熱を利用した施設として、平成15年12月にオープンした。男女別の浴室、85畳の休憩室、各種研修会などに利用できる多目的ホールのほか、ごみのリサイクル推進・資源循環型社会の啓発に向けた展示コーナーを設けており、市民に広く利用されている。

#### ① 主な設備

- ・男女別浴室
- ・休憩室（和室85畳）
- ・多目的ホール

#### ② 利用者実績

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数(人)	54,473	54,174	57,093	50,422	52,942

### (3) 舞平清掃センター附属休憩所

舞平清掃センターの汚泥再生処理工程で発生するメタンガスを有効活用した施設として、平成16年1月にオープンした。浴室、休憩室のほかに卓球やバドミントンが可能な多目的ホールを併設しており、市民の憩いの場として広く利用されている。

#### ① 主な設備

- ・男女別浴室
- ・休憩室（21+18畳）
- ・多目的ホール

#### ② 利用者実績

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数(人)	20,461	21,249	22,449	20,901	20,731

## (4) その他

## ① 発電

焼却余熱から回収した蒸気で発電を行い、施設内外で活用されている。

(25年度発電量)

ア 新田清掃センター焼却施設	44,341MWh
イ 亀田清掃センター焼却施設	27,495MWh
ウ 鎧漕クリーンセンター	5,512MWh

## ② その他

新津クリーンセンターでは焼却余熱を活用し、隣接する福祉施設に余熱を供給している。

## 6 施設見学

減量化・リサイクルなど、ごみに対する意識の高揚を図るため、施設の見学を受け付けている。(資源再生センター等は「リサイクルプラザ事業」参照)

## (1) 新田清掃センター ※再掲

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数(団体)	54	54	41	95	70
見学者数(人)	2,658	2,543	2,183	2,953	2,814

## (2) 亀田清掃センター

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数(団体)	55	54	51	50	43
見学者数(人)	3,588	3,481	3,687	3,307	3,770

## (3) 鎧漕クリーンセンター ※再掲

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数(団体)	17	26	25	24	22
見学者数(人)	481	672	664	611	774

## (4) 新津クリーンセンター

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数(団体)	17	13	13	9	12
見学者数(人)	693	623	673	644	681

## (5) 舞平清掃センター

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数(団体)	8	9	6	3	9
見学者数(人)	68	37	86	22	126

## (6) 資源再生センター

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
団体数(団体)	120	94	87	84	59
見学者数(人)	4205	3701	3,224	3,399	2,678



## 第6章 し尿・浄化槽汚泥処理事業

---

1 経緯及び現況	
(1)経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(2)平成 26 年度処理計画フロー・・・・・・・・	53
2 し尿及び浄化槽汚泥処理実績	
(1)処理方法別人口・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(2)平成 25 年度処理実績フロー・・・・・・・・	54
(3)収集処理実績・・・・・・・・・・・・・・・・	55





# 1 経緯及び現況

## (1) 経緯

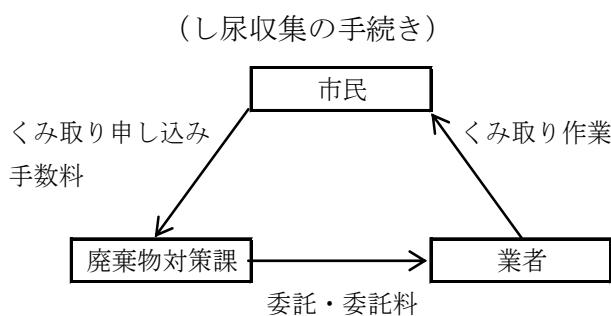
本市のし尿処理事業は、昭和32年の船見町し尿処理場の完成によって、いわゆる陸上処理が開始された。

その後、し尿は農村需要の大幅な減少と人口増加により増加傾向にあったことから、東・西にそれぞれし尿処理施設を整備するとともに、新潟地区広域清掃事務組合において、舞平処理場を整備し処理を行ってきた。

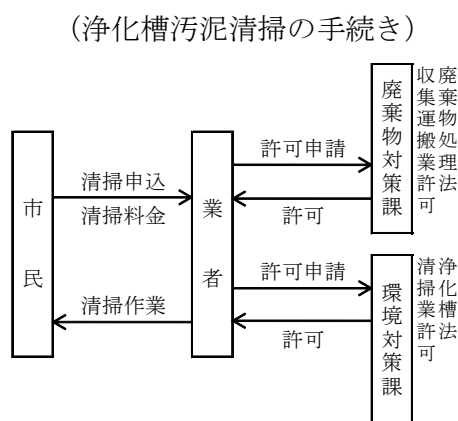
しかし、昭和50年代以降は下水道の普及に伴い、し尿の減少は著しいものとなっている。そのため、順次施設の縮小を行いながら、平成11年度には西清掃センターの処理を停止するとともに、平成14年度には東処理センターでの処理を、工業用水希釈後の下水道投入に切り替えた。一方、老朽化した施設の更新にも着手しており、舞平処理場（現：舞平清掃センター）は平成14年度、巻きし尿処理場（現：巻処理センター）は平成24年度にそれぞれ新施設での処理を開始した。また、白根し尿処理場は平成24年度に廃止した。

し尿収集については、従来より市内全域を処理計画区域としており、し尿については下表のとおり定額制と従量制を区分し、委託業者別に収集区域を定めている。浄化槽汚泥については、浄化槽法に基づく許可および廃棄物処理法に基づく収集運搬許可業者が清掃しており、収集に関して業者別の区域指定がある。

区分	対象	収集回数
定額制	一般家庭	月1回収集（それ以外は別料金）
従量制	事業所・アパート・店舗等	申込みの都度収集



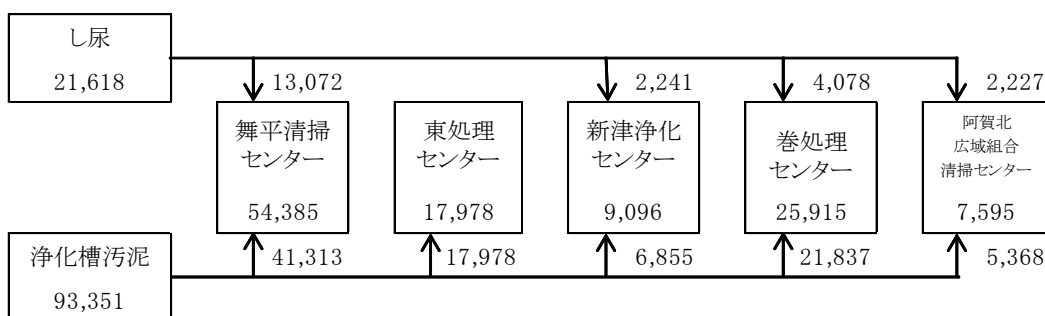
※ 手数料は条例で定める額



※ 清掃料金は各業者による額

## (2) 平成26年度 処理計画フロー

(単位：kℓ)



## 2 し尿及び浄化槽汚泥処理実績

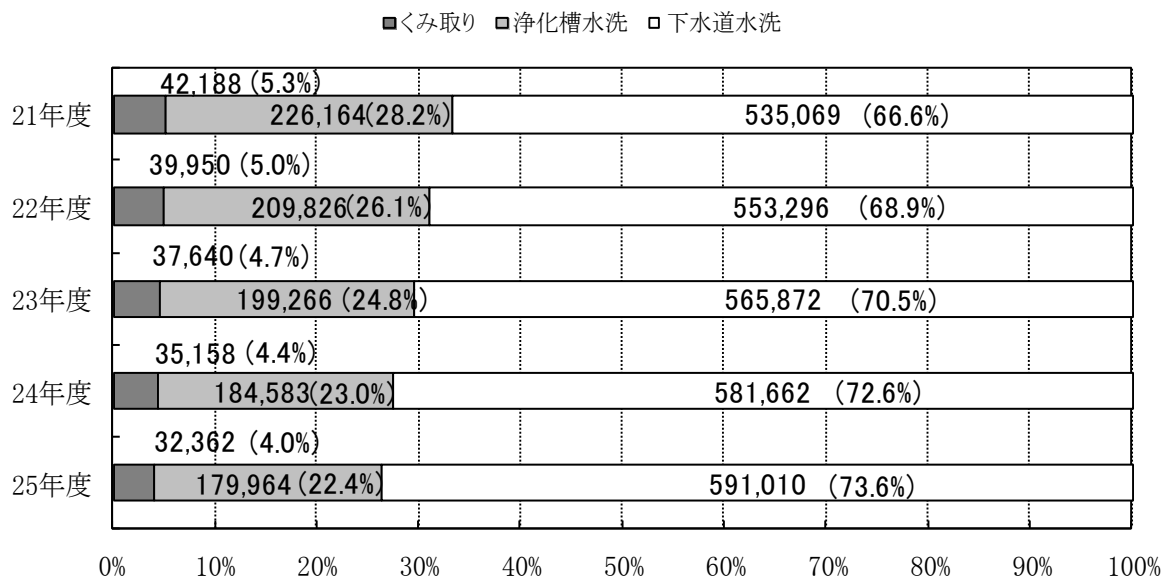
### (1) 処理方法別人口

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

区 分		人 口	世 帯
く み 取 り	定 額 制	4,990人	2,457世帯
	従 量 制	27,372人	9,597世帯
	計	32,362人	12,054世帯
浄 化 槽 水 洗		179,964人	72,956世帯
下 水 道 水 洗		591,010人	239,623世帯
合 計		803,336人	324,633世帯

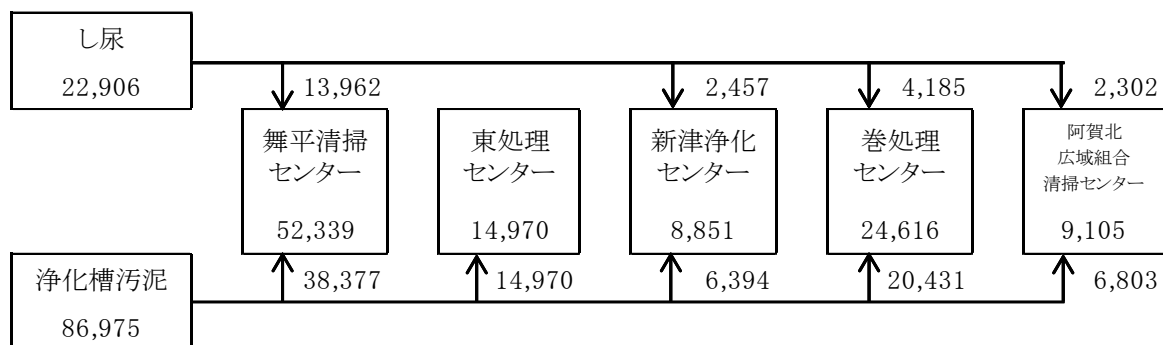
※人口・世帯数は住民基本台帳より

[参考] 年度別処理対象人口推移 (各年度末)



### (2) 平成 25 年度 処理実績フロー

(単位 : kℓ)



## (3) 収集処理実績

～収集量下段斜体は21年度を100とした指数

(単位：k0)

区分							25年度処理施設 内訳				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	舞平清掃センター	東処理センター	新津浄化センター	巻処理センター	阿賀北清掃センター
新潟広域※	し尿	14,209	12,853	11,912	10,836	10,452	10,452				
		<i>100</i>	<i>90</i>	<i>84</i>	<i>76</i>	<i>74</i>					
	浄化槽汚泥	51,134	49,614	47,129	45,218	39,750	24,780	14,970			
		<i>100</i>	<i>97</i>	<i>92</i>	<i>88</i>	<i>78</i>					
計	65,343	62,467	59,041	56,054	50,202	35,232	14,970				
	<i>100</i>	<i>96</i>	<i>90</i>	<i>86</i>	<i>77</i>						
新津地区	し尿	3,142	2,772	2,515	2,218	2,183			2,183		
		<i>100</i>	<i>88</i>	<i>80</i>	<i>71</i>	<i>69</i>					
	浄化槽汚泥	7,661	7,318	6,700	6,327	5,981			5,981		
		<i>100</i>	<i>96</i>	<i>87</i>	<i>83</i>	<i>78</i>					
計	10,803	10,090	9,215	8,545	8,164			8,164			
	<i>100</i>	<i>93</i>	<i>85</i>	<i>79</i>	<i>76</i>						
白根広域※	し尿	5,661	5,449	5,335	4,436	4,425	3,510		274	641	
		<i>100</i>	<i>96</i>	<i>94</i>	<i>78</i>	<i>78</i>					
	浄化槽汚泥	16,271	17,001	16,787	16,184	15,885	13,597		413	1,875	
		<i>100</i>	<i>104</i>	<i>103</i>	<i>99</i>	<i>98</i>					
計	21,932	22,450	22,122	20,620	20,310	17,107		687	2,516		
	<i>100</i>	<i>102</i>	<i>101</i>	<i>94</i>	<i>93</i>						
豊栄地区	し尿	3,144	2,717	2,669	2,387	2,302				2,302	
		<i>100</i>	<i>86</i>	<i>85</i>	<i>76</i>	<i>73</i>					
	浄化槽汚泥	5,854	6,349	6,602	6,853	6,803				6,803	
		<i>100</i>	<i>108</i>	<i>113</i>	<i>117</i>	<i>116</i>					
計	8,998	9,066	9,271	9,240	9,105				9,105		
	<i>100</i>	<i>101</i>	<i>103</i>	<i>103</i>	<i>101</i>						
巻広域※	し尿	4,145	3,999	3,808	3,565	3,544				3,544	
		<i>100</i>	<i>96</i>	<i>92</i>	<i>86</i>	<i>86</i>					
	浄化槽汚泥	19,932	20,014	18,954	19,405	18,556				18,556	
		<i>100</i>	<i>100</i>	<i>95</i>	<i>97</i>	<i>93</i>					
計	24,077	24,013	22,762	22,970	22,100				22,100		
	<i>100</i>	<i>100</i>	<i>95</i>	<i>95</i>	<i>92</i>						
計	し尿	30,301	27,790	26,239	23,442	22,906	13,962	0	2,457	4,185	2,302
		<i>100</i>	<i>92</i>	<i>87</i>	<i>77</i>	<i>76</i>					
	浄化槽汚泥	100,852	100,296	96,172	93,987	86,975	38,377	14,970	6,394	20,431	6,803
		<i>100</i>	<i>99</i>	<i>95</i>	<i>93</i>	<i>86</i>					
計	131,153	128,086	122,411	117,429	109,881	52,339	14,970	8,851	24,616	9,105	
	<i>100</i>	<i>98</i>	<i>93</i>	<i>90</i>	<i>84</i>						

※新潟広域：新潟地区、黒埼地区、亀田地区、横越地区

※白根広域：白根地区、小須戸地区、味方地区、月潟地区、中之口地区

※巻広域：巻地区、岩室地区、西川地区、潟東地区



## 第7章 産業廃棄物の現状と対策

---

1 概説	57
2 産業廃棄物の排出状況と処理状況	57
3 産業廃棄物処理施設の設置状況と処理状況	58
4 産業廃棄物処理業者の許可と処理状況	58
5 自動車リサイクル法に基づく許可・登録状況	60
6 廃PCB等の保管状況	60
7 産業廃棄物の適正処理対策	60



## 1 概 説

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生ずる燃え殻、汚泥、がれき類等の廃棄物をいい、法律で20種類が指定され、排出事業者による適正処理が義務づけられている。

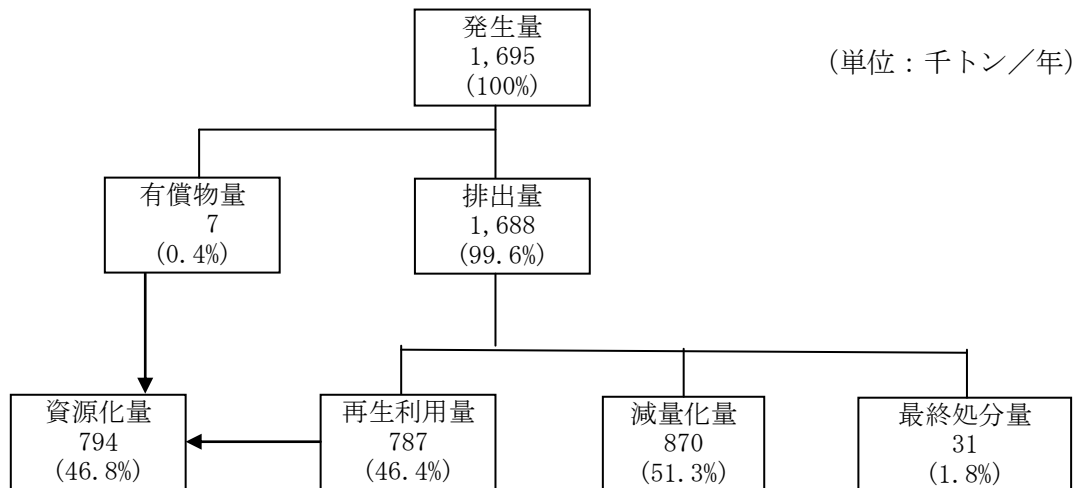
これらは、人間の生活を支える産業活動から不可避免的に発生するもので、排出量も多く、有害物質を含むものや処理困難なものが多く、市民の健康や生活環境の保全のため適正な処理が必要となっている。

焼却場や最終処分場等の設置にあたっては、建設コストの高騰や、住民合意が得られないなどから、発生の抑制とリサイクルの推進が急務となっている。

## 2 産業廃棄物の排出状況と処理状況

平成25年度の排出量は、発生量1,695千トンから有償物量7千トンを除いた1,688千トンであり、前年度(1,648千トン)から微増となった。

排出量1,688千トンの産業廃棄物は、中間処理により1,657千トンが減量化又は再生利用されたため、最終処分の対象として残った31千トンは最終処分業者等で処分されている。



### ○主な廃棄物の種類別排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥が967千トン(全体の57.3%)で最も多く、次いでがれき類が493千トン(29.2%)で、排出量全体の86.5%を占めている。

なお、汚泥は排出時点においては多量であるが、自己による脱水、乾燥等の処理により大幅に減量されている。

(単位：千トン／年)

種 類	排出量 (構成比)	再生利用量 (再生利用率)
汚 泥	967 (57.3%)	150 (15.5%)
がれき類	493 (29.2%)	483 (98.1%)

### 3 産業廃棄物処理施設の設置状況と処理状況

産業廃棄物処理施設には、焼却炉や脱水機等の中間処理施設と埋立地の最終処分場とがあり、政令で17施設を規定している。以下の表は、平成26年3月31日現在の本市で許可している施設の設置数と、その施設で平成25年度中に処理した廃棄物量を示している。

中間処理施設の種類	設置施設数				年間処理量 (t/年)			
	事業	処理業	公共	合計	事業者	処理業者	公共	合計
汚泥の脱水施設	12	6	2	20	93,070	15,082	28,467	136,619
汚泥の乾燥施設 (機械)	1	4		5	2,090	33,665		35,755
〃 (天日)		2	1	3		35,410	5,384	40,794
廃油の油水分離施設		4		4		4,370		4,370
廃プラの破砕施設		30		30		46,149		46,149
木くず, がれき類の破砕施設	3	68		71	2,814	981,129		983,943
シヤンの分解施設	2			2	20,793			20,793
小 計	18	114	3	135	118,767	1,115,805	33,851	1,268,423
汚泥の焼却施設	2	1		3	57,766	5,558		63,324
廃油の焼却施設	2	2		4	4,643	4,644		9,287
廃プラの焼却施設		5		5		13,072		13,072
その他の焼却施設	5	6		11	42,043	6,935		48,978
小 計	9	14	0	23	104,452	30,209	0	134,661
合 計	27	128	3	158	223,219	1,146,014	33,851	1,403,084

最終処分場の種類		埋立地 設置数	処分量 (m <sup>2</sup> )		処分量 (m <sup>3</sup> )		年間処分量 (t/年)
			届出面積	残存面積	届出容積	残存容積	
安定型最 終処分場	事業者	1	9,780	1,700	78,240	6,135	0
	処理業者	2	6,077	630	17,614	861	2,214
	小 計	3	15,857	2,330	95,854	6,996	2,214
管理型最 終処分場	事業者						
	処理業者						
	小 計	0	0	0	0	0	0
合 計		3	15,857	2,330	95,854	6,996	2,214

(法第15条の許可施設)

### 4 産業廃棄物処理業者の許可と処理状況

産業廃棄物処理業者とは、他人が排出した産業廃棄物を排出者にかわって適正処理を行うことを業とするものである。以下の表は、平成26年3月31日現在の本市が許可した件数を示している。

業 の 区 分	許可件数
産業廃棄物収集運搬業	188 件
産業廃棄物処分業 (中間処理)	96 件
産業廃棄物処分業 (最終処分)	3 件
特別管理産業廃棄物収集運搬業	29 件
特別管理産業廃棄物処分業 (中間処理)	10 件



## ○平成25年度の許可業者の処分量

(単位：トン/年)

種 類		処 分 量	
		中 間 処理量	埋 立 処分量
産 業 廃 棄 物	燃え殻	873	
	汚泥	151,320	
	廃油	9,930	
	廃酸	1,832	
	廃アルカリ	4,819	
	廃プラスチック類	69,330	51
	紙くず	6,463	
	木くず	92,922	
	繊維くず	1,472	
	動植物性残渣	1,934	
	動物系固形不要物	1	
	ゴムくず	3	
	金属くず	14,846	8
	ガラスコンクリート陶磁器くず	45,117	2,155
	鉱さい	848	
	がれき類	894,874	9
	動物のふん尿	100	
	動物の死体		
	ばいじん	5,014	
	小 計	1,301,698	2,222
特 別 管 理 産 業 廃 棄 物	危険物廃油	1,800	
	強廃酸	392	
	強廃アルカリ	308	
	感染性産業廃棄物	1,147	
	廃PCB等		
	廃石綿等		
	有害金属含有産業廃棄物	142	
	小 計	3,789	0
合 計	1,305,487	2,222	

## 5 自動車リサイクル法に基づく許可・登録状況

業 の 種 類	許可・登録件数
使用済自動車引取業	273 件
使用済自動車フロン類回収業	94 件
使用済自動車解体業	56 件
使用済自動車破碎業	15 件

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

## 6 廃 PCB 等の保管状況

	高圧トランス	低圧トランス	柱上トランス	高圧コンデンサ	低圧コンデンサ
台数等	56 個/台	21 個/台	2 個/台	1,239 個/台	6,886 個/台
事業所数	27	5	2	230	36

	安定器	PCB	PCBを含む油	感圧複写紙
台数等	33,181 個/台	1.563Kg	1,370.54Kg	261.6Kg
事業所数	107	3	19	4

	ウエス	その他機器等	汚泥	その他
台数等	1,432.53Kg	758 個/台	109.52Kg	4,008L
事業所数	13	167	2	21

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

## 7 産業廃棄物の適正処理対策

本年度実施する産業廃棄物の主な適正処理対策は、以下のとおりである。

### (1) 監視指導の強化

- ① 処理施設、処理業者、廃棄物保管場所などに対する立入指導の実施
- ② 排出事業者への産業廃棄物適正処理の普及活動
- ③ 不法投棄・不適正処理監視のための監視カメラ設置・パトロール強化
- ④ PCB 廃棄物保管事業者等への適正管理、適正処理指導の実施

### (2) 不法投棄原状回復

不法投棄事案については、法に基づく厳正な対応を行うと共に原因者による原状回復の指導

## 第8章 一部事務組合

---

### 1 豊栄郷清掃施設処理組合

(1)概説	61
(2)組織・人員	61
(3)事業費	62
(4)平成 25 年度処理実績	62

### 2 阿賀北広域組合

(1)概説	63
(2)組織・人員	63
(3)事業費	64
(4)平成 25 年度処理実績(し尿・浄化槽汚泥)	64



## 1 豊栄郷清掃施設処理組合

### (1) 概 説

昭和45年5月に、豊栄町（現在の新潟市北区豊栄地区）と聖籠村（現在の聖籠町）のごみ処理施設の設置及び維持管理を行うために設置された。

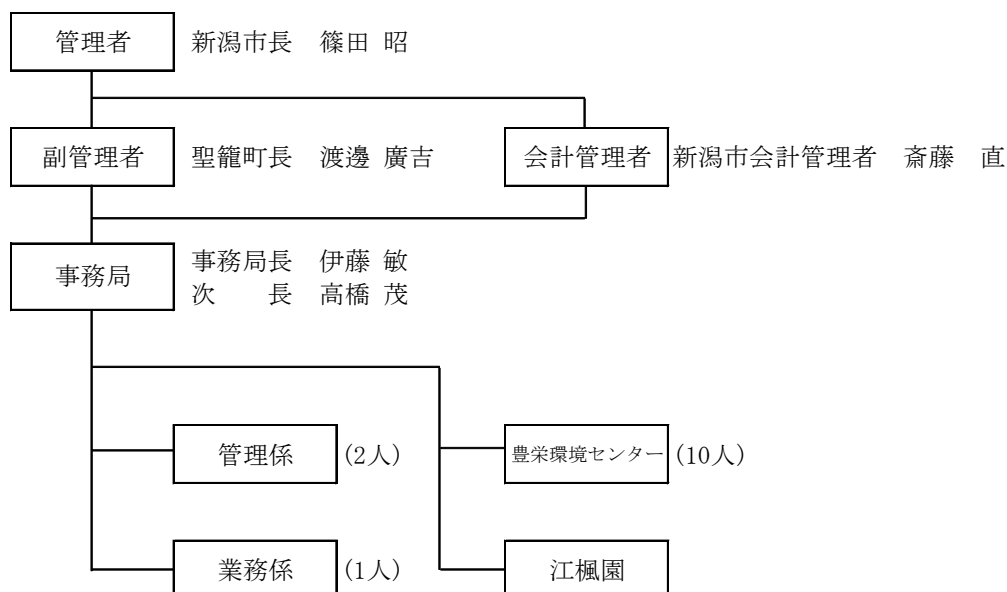
平成17年3月の豊栄市と新潟市外11市町村の合併に伴い、旧豊栄市分の事務が新潟市に引き継がれたことにより、新潟市北区と聖籠町のごみの適正処理を行っている。

[事務局] 新潟市北区浦ノ入418番地（豊栄環境センター内） TEL025-386-0909

[沿革]

S45. 5月	・豊栄郷清掃施設処理組合設立
S46. 5月	・黒山じん芥センター（焼却施設）の稼働開始 ～処理能力：15t/8h×2炉=30t/日
S56. 4月	・豊栄環境センター（焼却施設）1・2号炉の稼働開始 ～処理能力：40t/16h×2炉=80t/日
S62. 4月	・不燃ごみ処理施設稼働開始 ～処理能力：30t/5h
H元. 4月	・小動物処理施設稼働開始
H4. 4月	・江楓園（最終処分場）埋立開始 ～埋立面積：20,699㎡、埋立容量：80,910㎥
H9. 1月	・豊栄環境センター（焼却施設）3号炉（50t/16h）の稼働開始
H12. 1月	・豊栄環境センター（焼却施設）1・2号炉排ガス高度処理施設整備 工事終了
H15. 4月	・プラスチック製容器包装処理開始
H17. 3月	・豊栄市が新潟市と編入合併し、構成団体が新潟市と聖籠町となる。
H21. 4月	・新潟市の家庭ごみを搬入できる区域を豊栄地区から北区に拡大

### (2) 組織・人員



(3) 事業費

① 平成 25 年度決算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	負担金	501,217	新潟市:371,633千円(74.15%)、聖籠町:129,584千円(25.85%)
	使用料及び手数料	87,368	目的外使用料、ごみ処理手数料
	その他	41,319	繰越金・諸収入
	計	629,904	
歳出	議会費	608	組合議会に係る経費
	総務費	47,018	組合事務局に係る経費
	衛生費	551,713	ごみ処理・埋立・プラスチック処理に係る経費
	公債費	14,593	
	計	613,932	

② 平成 26 年度予算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	負担金	492,935	新潟市:367,101千円(74.47%)、聖籠町:125,834千円(25.53%)
	使用料及び手数料	89,875	目的外使用料、ごみ処理手数料
	その他	12,690	繰越金・諸収入
	計	595,500	
歳出	議会費	720	組合議会に係る経費
	総務費	48,558	組合事務局に係る経費
	衛生費	530,627	ごみ処理・埋立・プラスチック処理に係る経費
	公債費	14,595	
	予備費	1,000	
	計	595,500	

(4) 平成 25 年度処理実績

区 分	処理量(t)	内 訳
豊栄環境センター(焼却)	17,073	新潟市:12,895t、聖籠町:4,178t
豊栄環境センター(破碎)	874	新潟市:626t、聖籠町:248t
プラスチック処理施設	205	新潟市:62t、聖籠町:143t
江楓園(最終処分場)	3,048	新潟市:2,336t、聖籠町:712t

## 2 阿賀北広域組合

### (1) 概 説

昭和54年4月に北蒲西南部清掃センター組合外4つの組合を統合して設立され、ごみ処理施設(旧豊栄市を除く)、し尿処理施設や斎場施設等の設置及び維持管理を行ってきた。

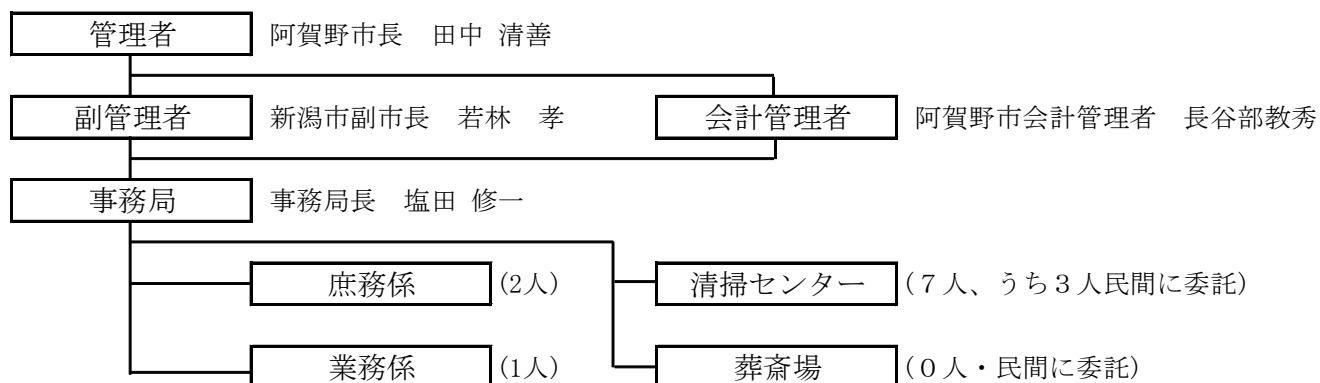
平成16年4月の水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村の合併に伴い、ごみ処理、消防等の事務を廃止(阿賀野市へ継承)した。また、平成17年3月の豊栄市と新潟市外11市町村の合併により、旧豊栄市分の事務が新潟市に引き継がれ、現在、阿賀野市と新潟市豊栄地区分のし尿処理施設、斎場の維持・管理を行っている。

[事務局] 阿賀野市船居字権九郎新田 496 番地 1 TEL025-387-2000

[沿革]

S41. 1月	・北蒲西南部清掃センター組合設立 (豊栄市、水原町、笹神村、京ヶ瀬村)
S43. 4月	・水原郷ごみ処理組合設立 (水原町、笹神村、京ヶ瀬村)
S48. 4月	・水原郷消防組合設立 (水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村)
S49. 4月	・阿賀北郷葬斎組合設立 (豊栄市、水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村) ・五頭連峰少年自然の家組合設立 (豊栄市、水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村)
S54. 4月	・上記5つの組合を引き継ぎ、阿賀北広域組合設立
H12. 7月	・少年自然の家に関する事務を廃止(笹神村に移管)
H16. 4月	・水原町、安田町、笹神村、京ヶ瀬村による阿賀野市の新設合併により、構成団体が阿賀野市、豊栄市に変更 ・ごみ処理、消防、総合運動場に関する事務を廃止(阿賀野市へ継承)
H17. 3月	・豊栄市が新潟市と編入合併し、構成団体が新潟市と阿賀野市に変更

### (2) 組織・人員



## (3) 事業費

## ① 平成 25 年度決算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	分担金及び負担金	448,193	新潟市:189,735千円(42.3%)、阿賀野市:258,458千円(57.7%)
	使用料及び手数料	18,712	葬斎場使用料
	その他	22,324	繰越金・諸収入
	計	489,229	
歳出	議会費	778	組合議会に係る経費
	総務費	23,276	組合事務局に係る経費
	衛生費	333,348	し尿処理施設・葬斎施設に係る経費
	公債費	100,063	
	計	457,465	

## ② 平成 26 年度予算額

区 分		金額(千円)	備 考
歳入	分担金及び負担金	347,671	新潟市:139,952千円(40.3%)、阿賀野市:207,719千円(59.7%)
	使用料及び手数料	14,000	葬斎場使用料
	その他	12,502	繰越金・諸収入
	計	374,173	
歳出	議会費	883	組合議会に係る経費
	総務費	24,297	組合事務局に係る経費
	衛生費	245,929	し尿処理施設・葬斎施設に係る経費
	公債費	100,064	
	予備費	3,000	
	計	374,173	

## (4) 平成 25 年度処理実績 (し尿・浄化槽汚泥)

区 分	処理量(kl)	備 考
し 尿	5,260	新潟市:2,302kl、阿賀野市:2,958kl
浄化槽汚泥	13,349	新潟市:6,803kl、阿賀野市:6,546kl